

令和 6 年 度
第 3 回 評 議 員 会
説 明 資 料

令和 7 年 3 月 25 日

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

目次

決議事項

議案第1号 令和6年度補正予算（第一次）の訂正	p. 5
議案第2号 令和6年度補正予算（第二次）	p. 7
議案第3号 令和7年度事業計画・予算	p. 21
議案第4号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償 に関する規程の一部改正	p. 77

報告事項

（1）第4次世田谷区地域福祉活動計画の策定について	p. 83
（2）予算の流用について	p. 84
（3）社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について	p. 87
（4）ぷらっとホーム世田谷及び分室の移転について	p. 101

その他

（1）令和7年度理事会・評議員会等スケジュール（予定）について	p. 105
（2）えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書について	p. 106

議 案 集

議案第 1 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

令和 6 年度補正予算（第一次）の訂正

別紙のとおり令和 6 年度補正予算（第一次）を訂正する。

令和6年度補正予算（第一次）の訂正

令和6年度第2回評議員会におきまして審議・承認いただきました議案第1号「令和6年度補正予算（第一次）」につきまして、配布資料「5. 積立金現在高表」の表内「R6 第1次補正後残高」の表示が一部マイナスとなっておりました。

これは、予算は1,000円単位で編成しているため、実額と比較した際、1,000円未満の端数に、誤差が生じてしまうものです。

ご審議いただいた積立金は、資産活用サービス事業の終了に伴い、シルバー資金融資積立金の全額を権利擁護推進基金積立金に組替えを行うものであり、シルバー資金融資積立金のR6 第1次補正後残高は0円というのが正しい表示となります。

つきましては、下記のとおり実数表示に訂正いたしましたので、議案を再提出いたします。

記

1. 資料表題 「5. 積立金現在高表」

2. 訂正内容

(1) 訂正前

(単位：円)

区分	積立金名	R6 当初予算	R6 第1次補正 取崩額	R6 第1次補正 積立額	R6 第1次 補正後残高
積立金	事業運営積立金	697,262,608	0	0	697,262,608
	地域支えあい積立金	64,666,011	0	0	64,666,011
	拠点整備積立金	50,000,000	0	0	50,000,000
	電算運用積立金	50,000,000	5,881,000	0	44,119,000
	子ども福祉基金積立金	90,571,519	0	0	90,571,519
	権利擁護推進基金積立金	77,179,972	753,000	<u>9,861,000</u>	<u>86,287,972</u>
	シルバー資金融資積立金	9,860,351	<u>9,861,000</u>	0	<u>△ 649</u>
	合 計	1,039,540,461	16,495,000	9,861,000	1,032,906,461

(2) 修正後

(単位：円)

区分	積立金名	R6 当初予算	R6 第1次補正 取崩額	R6 第1次補正 積立額	R6 第1次 補正後残高
積立金	事業運営積立金	697,262,608	0	0	697,262,608
	地域支えあい積立金	64,666,011	0	0	64,666,011
	拠点整備積立金	50,000,000	0	0	50,000,000
	電算運用積立金	50,000,000	5,881,000	0	44,119,000
	子ども福祉基金積立金	90,571,519	0	0	90,571,519
	権利擁護推進基金積立金	77,179,972	753,000	<u>9,860,351</u>	<u>86,287,323</u>
	シルバー資金融資積立金	9,860,351	<u>9,860,351</u>	0	<u>0</u>
	合 計	1,039,540,461	<u>16,494,351</u>	<u>9,860,351</u>	1,032,906,461

※下線が、修正箇所となります。

令和 7 年 3 月 2 5 日

令和 6 年度補正予算（第二次）

下記のとおり令和 6 年度補正予算（第二次）を提出する。

記

1. 補正金額

（1）収入：39,942 千円

（2）支出：39,942 千円

詳細は、別紙のとおり

1. 令和6年度補正予算（第二次）総括

(1) 第二次補正額は39,942千円となる。

(2) 補正後予算額の資金収入合計は1,814,790千円、資金支出合計は1,716,542千円となる。

2. 支出補正内容

(1) 組織運営事業

退職者の退職金及び退職給付引当金を計上する。	人件費支出 積立資産支出	2,176千円
------------------------	-----------------	---------

(2) 基金運営事業

前期末支払資金を事業運営積立金に積立てる。	積立資産支出	29,020千円
-----------------------	--------	----------

(3) 障がい者支援事業

来客増により人員(援助者)配置増による人件費、物価高騰等による原材料費を計上する。	人件費支出 事業費支出	8,746千円
---	----------------	---------

3. 収入補正内容

(1) 組織運営事業

退職者の退職給付引当金及び事業運営積立金を取崩す。	積立資産取崩収入	2,176千円
---------------------------	----------	---------

(2) 前期末支払資金

前期末支払資金を計上する。	前期末支払資金残高	29,020千円
---------------	-----------	----------

(3) 障がい者支援事業

来客増により売上金を増額する。	事業収入	8,746千円
-----------------	------	---------

4. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次) 総括表

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	32,500,000	0	32,500,000	
寄附金収入	8,505,000	0	8,505,000	
経常経費補助金収入	504,285,000	0	504,285,000	
受託金収入	938,739,000	0	938,739,000	
貸付事業収入	845,000	0	845,000	
事業収入	86,424,000	8,746,000	95,170,000	
負担金収入	795,000	0	795,000	
受取利息配当金収入	495,000	0	495,000	
その他の収入	740,000	0	740,000	
事業活動収入計(1)	1,573,328,000	8,746,000	1,582,074,000	
< 支出 >				
人件費支出	1,159,353,000	6,097,000	1,165,450,000	
事業費支出	122,698,000	3,895,000	126,593,000	
事務費支出	207,946,000	0	207,946,000	
貸付事業支出	845,000	0	845,000	
助成金支出	98,225,000	0	98,225,000	
その他の支出	20,000,000	0	20,000,000	
事業活動支出計(2)	1,609,067,000	9,992,000	1,619,059,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△35,739,000	△1,246,000	△36,985,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	2,764,000	0	2,764,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	6,699,000	0	6,699,000	
施設整備等支出計(5)	9,463,000	0	9,463,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△9,463,000	0	△9,463,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	98,362,000	2,176,000	100,538,000	
事業区分間繰入金収入	9,611,000	0	9,611,000	
拠点区分間繰入金収入	78,746,000	23,779,000	102,525,000	
サービス区分間繰入金収入	170,571,000	6,622,000	177,193,000	
その他の活動収入計(7)	357,290,000	32,577,000	389,867,000	
< 支出 >				
積立資産支出	48,045,000	29,950,000	77,995,000	
事業区分間繰入金支出	9,611,000	0	9,611,000	
拠点区分間繰入金支出	78,746,000	23,779,000	102,525,000	
サービス区分間繰入金支出	170,571,000	6,622,000	177,193,000	
その他の活動による支出	25,000	0	25,000	
その他の活動支出計(8)	306,998,000	60,351,000	367,349,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	50,292,000	△27,774,000	22,518,000	
予備費支出(10)	10,000,000	0	10,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△4,910,000	△29,020,000	△33,930,000	
前期末支払資金残高(12)	103,158,000	29,020,000	132,178,000	

4. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次) 総括表

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
当期末支払資金残高(11)+(12)	98,248,000	0	98,248,000	

5. 積立金現在高表

(単位：円)

区分	積立金名	R6第1次 補正後残高	R6第2次補正 取崩額	R6第2次補正 積立額	R6第2次 補正後残高
積立金	事業運営積立金	697,262,608	1,381,000	29,020,000	724,901,608
	地域支えあい積立金	64,666,011	0	0	64,666,011
	拠点整備積立金	50,000,000	0	0	50,000,000
	電算運用積立金	44,119,000	0	0	44,119,000
	子ども福祉基金積立金	90,571,519	0	0	90,571,519
	権利擁護推進基金積立金	86,287,323	0	0	86,287,323
	シルバー資金融資積立金	0	0	0	0
	合 計	1,032,906,461	1,381,000	29,020,000	1,060,545,461

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
事業：社会福祉
拠点：地域福祉推進事業
サ区：法人運営事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	7,779,000	0	7,779,000	
社協会費収入	7,779,000	0	7,779,000	
寄附金収入	120,000	0	120,000	
経常経費寄附金収入	120,000	0	120,000	
経常経費補助金収入	65,124,000	0	65,124,000	
区補助金収入	62,071,000	0	62,071,000	
その他の補助金収入	435,000	0	435,000	
共同募金配分金収入	2,618,000	0	2,618,000	
受託金収入	25,000	0	25,000	
東社協受託金収入	25,000	0	25,000	
事業収入	132,000	0	132,000	
広告料収入	132,000	0	132,000	
受取利息配当金収入	495,000	0	495,000	
受取利息配当金収入	495,000	0	495,000	
その他の収入	462,000	0	462,000	
受入研修費収入	452,000	0	452,000	
雑収入	10,000	0	10,000	
事業活動収入計(1)	74,137,000	0	74,137,000	
< 支出 >				
人件費支出	182,825,000	1,246,000	184,071,000	
役員報酬支出	300,000	0	300,000	
職員給料支出	63,634,000	0	63,634,000	
職員賞与支出	21,159,000	0	21,159,000	
非常勤職員給与支出	12,982,000	0	12,982,000	
派遣職員費支出	3,814,000	0	3,814,000	
退職給付支出	64,875,000	1,246,000	66,121,000	
法定福利費支出	16,061,000	0	16,061,000	
事業費支出	4,028,000	0	4,028,000	
消耗器具備品費支出	36,000	0	36,000	
通信運搬費支出	248,000	0	248,000	
会議費支出	10,000	0	10,000	
広報費支出	3,069,000	0	3,069,000	
業務委託費支出	552,000	0	552,000	
手数料支出	63,000	0	63,000	
賃借料支出	50,000	0	50,000	
事務費支出	33,369,000	0	33,369,000	
福利厚生費支出	555,000	0	555,000	
旅費交通費支出	862,000	0	862,000	
研修研究費支出	355,000	0	355,000	
事務消耗品費支出	1,447,000	0	1,447,000	
印刷製本費支出	3,803,000	0	3,803,000	
水道光熱費支出	612,000	0	612,000	
燃料費支出	62,000	0	62,000	
修繕費支出	110,000	0	110,000	
通信運搬費支出	1,335,000	0	1,335,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
事業：社会福祉
拠点：地域福祉推進事業
サ区：法人運営事業

(単位：円)

勘定科目		現計予算額	補正予算額	合計	備考
	会議費支出	38,000	0	38,000	
	広報費支出	30,000	0	30,000	
	業務委託費支出	17,860,000	0	17,860,000	
	手数料支出	3,326,000	0	3,326,000	
	保険料支出	286,000	0	286,000	
	賃借料支出	1,491,000	0	1,491,000	
	租税公課支出	25,000	0	25,000	
	渉外費支出	345,000	0	345,000	
	諸会費支出	571,000	0	571,000	
	謝礼金支出	238,000	0	238,000	
	雑支出	18,000	0	18,000	
	事業活動支出計(2)	220,222,000	1,246,000	221,468,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△146,085,000	△1,246,000	△147,331,000	
< 施設整備等による収支 >					
	< 収入 >				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	< 支出 >				
	ファイナンス・リース債務の返済支出	3,817,000	0	3,817,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	3,817,000	0	3,817,000	
	施設整備等支出計(5)	3,817,000	0	3,817,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△3,817,000	0	△3,817,000	
< その他の活動による収支 >					
	< 収入 >				
	積立資産取崩収入	63,044,000	2,176,000	65,220,000	
	子ども福祉基金積立資産取崩収入	2,547,000	0	2,547,000	
	事業運営積立資産取崩収入	10,561,000	1,381,000	11,942,000	
	地域支えあい積立資産取崩収入	1,342,000	0	1,342,000	
	電算運用積立資産取崩収入	5,881,000	0	5,881,000	
	退職給付引当資産取崩収入	42,713,000	795,000	43,508,000	
	事業区分間繰入金収入	9,611,000	0	9,611,000	
	収益事業区分間繰入金収入	9,611,000	0	9,611,000	
	拠点区分間繰入金収入	58,389,000	23,779,000	82,168,000	
	生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	52,906,000	23,779,000	76,685,000	
	権利擁護事業拠点区分間繰入金収入	5,483,000	0	5,483,000	
	サービス区分間繰入金収入	81,726,000	6,622,000	88,348,000	
	法人運営事業サービス区分間繰入金収入	11,657,000	1,381,000	13,038,000	
	地域福祉事業サービス区分間繰入金収入	70,069,000	5,241,000	75,310,000	
	その他の活動収入計(7)	212,770,000	32,577,000	245,347,000	
	< 支出 >				
	積立資産支出	38,184,000	29,950,000	68,134,000	
	事業運営積立資産支出	27,088,000	29,020,000	56,108,000	
	退職給付引当資産支出	11,096,000	930,000	12,026,000	
	拠点区分間繰入金支出	2,547,000	0	2,547,000	
	生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	2,547,000	0	2,547,000	
	サービス区分間繰入金支出	17,784,000	1,381,000	19,165,000	
	法人運営事業サービス区分間繰入金支出	11,657,000	1,381,000	13,038,000	
	地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	6,127,000	0	6,127,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

サ区：法人運営事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
その他の活動支出計(8)	58,515,000	31,331,000	89,846,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	154,255,000	1,246,000	155,501,000	
予備費支出(10)	10,000,000	0	10,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△5,647,000	0	△5,647,000	
前期末支払資金残高(12)	90,000,000	0	90,000,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	84,353,000	0	84,353,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

サ区：地域福祉事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	23,192,000	0	23,192,000	
社協会費収入	22,373,000	0	22,373,000	
利用会員会費収入	819,000	0	819,000	
寄附金収入	6,544,000	0	6,544,000	
経常経費寄附金収入	6,544,000	0	6,544,000	
経常経費補助金収入	399,107,000	0	399,107,000	
区補助金収入	360,322,000	0	360,322,000	
その他の補助金収入	200,000	0	200,000	
共同募金配分金収入	38,585,000	0	38,585,000	
受託金収入	505,014,000	0	505,014,000	
区受託金収入	505,014,000	0	505,014,000	
事業収入	31,626,000	8,746,000	40,372,000	
利用料収入	17,190,000	0	17,190,000	
売上金収入	14,436,000	8,746,000	23,182,000	
負担金収入	795,000	0	795,000	
負担金収入	795,000	0	795,000	
その他の収入	278,000	0	278,000	
受取保険金収入	1,000	0	1,000	
雑収入	277,000	0	277,000	
事業活動収入計(1)	966,556,000	8,746,000	975,302,000	
< 支出 >				
人件費支出	619,274,000	4,851,000	624,125,000	
職員給料支出	254,014,000	0	254,014,000	
職員賞与支出	78,322,000	0	78,322,000	
非常勤職員給与支出	203,166,000	4,851,000	208,017,000	
派遣職員費支出	449,000	0	449,000	
法定福利費支出	83,323,000	0	83,323,000	
事業費支出	82,381,000	3,895,000	86,276,000	
諸謝金支出	2,798,000	0	2,798,000	
旅費交通費支出	1,113,000	0	1,113,000	
消耗器具備品費支出	11,797,000	0	11,797,000	
印刷製本費支出	2,528,000	0	2,528,000	
水道光熱費支出	5,003,000	0	5,003,000	
燃料費支出	113,000	0	113,000	
修繕費支出	406,000	0	406,000	
通信運搬費支出	10,480,000	0	10,480,000	
会議費支出	832,000	0	832,000	
広報費支出	4,769,000	0	4,769,000	
業務委託費支出	7,219,000	0	7,219,000	
手数料支出	3,511,000	0	3,511,000	
保険料支出	4,986,000	0	4,986,000	
賃借料支出	930,000	0	930,000	
援護費支出	5,807,000	0	5,807,000	
原材料費支出	4,757,000	3,895,000	8,652,000	
緊急援護費支出	850,000	0	850,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

サ区：地域福祉事業

(単位：円)

勘定科目		現計予算額	補正予算額	合計	備考
	協会員活動費支出	14,039,000	0	14,039,000	
	雑支出	443,000	0	443,000	
	事務費支出	84,474,000	0	84,474,000	
	福利厚生費支出	2,798,000	0	2,798,000	
	旅費交通費支出	3,408,000	0	3,408,000	
	研修研究費支出	80,000	0	80,000	
	事務消耗品費支出	2,626,000	0	2,626,000	
	印刷製本費支出	3,395,000	0	3,395,000	
	水道光熱費支出	3,405,000	0	3,405,000	
	燃料費支出	116,000	0	116,000	
	修繕費支出	422,000	0	422,000	
	通信運搬費支出	8,640,000	0	8,640,000	
	会議費支出	104,000	0	104,000	
	業務委託費支出	10,349,000	0	10,349,000	
	手数料支出	12,982,000	0	12,982,000	
	保険料支出	1,010,000	0	1,010,000	
	賃借料支出	3,836,000	0	3,836,000	
	土地・建物賃借料支出	22,318,000	0	22,318,000	
	租税公課支出	7,311,000	0	7,311,000	
	保守料支出	154,000	0	154,000	
	渉外費支出	870,000	0	870,000	
	諸会費支出	88,000	0	88,000	
	謝礼金支出	521,000	0	521,000	
	雑支出	41,000	0	41,000	
	助成金支出	95,040,000	0	95,040,000	
	地域支えあい活動助成金支出	19,202,000	0	19,202,000	
	福祉活動団体助成金支出	75,838,000	0	75,838,000	
	その他の支出	11,640,000	0	11,640,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	11,640,000	0	11,640,000	
	事業活動支出計(2)	892,809,000	8,746,000	901,555,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		73,747,000	0	73,747,000	
< 施設整備等による収支 >					
< 収入 >					
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >					
	固定資産取得支出	1,294,000	0	1,294,000	
	車両運搬具取得支出	128,000	0	128,000	
	器具及び備品取得支出	182,000	0	182,000	
	ソフトウェア取得支出	984,000	0	984,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,749,000	0	1,749,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,749,000	0	1,749,000	
	施設整備等支出計(5)	3,043,000	0	3,043,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△3,043,000	0	△3,043,000	
< その他の活動による収支 >					
< 収入 >					
	サービス区分間繰入金収入	58,586,000	0	58,586,000	
	法人運営事業サービス区分間繰入金収入	6,127,000	0	6,127,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

サ区：地域福祉事業

(単位：円)

勘定科目		現計予算額	補正予算額	合計	備考
	地域福祉事業サービス区分間繰入金収入	52,459,000	0	52,459,000	
	その他の活動収入計(7)	58,586,000	0	58,586,000	
< 支出 >					
	拠点区分間繰入金支出	6,000,000	0	6,000,000	
	権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	6,000,000	0	6,000,000	
	サービス区分間繰入金支出	122,528,000	5,241,000	127,769,000	
	法人運営事業サービス区分間繰入金支出	70,069,000	5,241,000	75,310,000	
	地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	52,459,000	0	52,459,000	
	その他の活動による支出	25,000	0	25,000	
	差入保証金支出	25,000	0	25,000	
	その他の活動支出計(8)	128,553,000	5,241,000	133,794,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△69,967,000	△5,241,000	△75,208,000	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		737,000	△5,241,000	△4,504,000	
前期末支払資金残高(12)		13,158,000	5,241,000	18,399,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)		13,895,000	0	13,895,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

サ区：生活困窮者自立相談支援事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
寄附金収入	308,000	0	308,000	
経常経費寄附金収入	308,000	0	308,000	
経常経費補助金収入	10,155,000	0	10,155,000	
区補助金収入	10,055,000	0	10,055,000	
共同募金配分金収入	100,000	0	100,000	
受託金収入	341,279,000	0	341,279,000	
区受託金収入	292,470,000	0	292,470,000	
東社協受託金収入	48,809,000	0	48,809,000	
事業活動収入計(1)	351,742,000	0	351,742,000	
< 支出 >				
人件費支出	198,438,000	0	198,438,000	
職員給料支出	53,879,000	0	53,879,000	
職員賞与支出	17,569,000	0	17,569,000	
非常勤職員給与支出	72,429,000	0	72,429,000	
派遣職員費支出	32,267,000	0	32,267,000	
法定福利費支出	22,294,000	0	22,294,000	
事業費支出	22,396,000	0	22,396,000	
諸謝金支出	11,688,000	0	11,688,000	
旅費交通費支出	2,502,000	0	2,502,000	
消耗器具備品費支出	2,799,000	0	2,799,000	
燃料費支出	20,000	0	20,000	
通信運搬費支出	859,000	0	859,000	
会議費支出	537,000	0	537,000	
業務委託費支出	1,480,000	0	1,480,000	
手数料支出	173,000	0	173,000	
保険料支出	468,000	0	468,000	
賃借料支出	1,480,000	0	1,480,000	
原材料費支出	378,000	0	378,000	
緊急援護費支出	12,000	0	12,000	
事務費支出	67,469,000	0	67,469,000	
福利厚生費支出	728,000	0	728,000	
旅費交通費支出	2,340,000	0	2,340,000	
研修研究費支出	50,000	0	50,000	
事務消耗品費支出	3,859,000	0	3,859,000	
印刷製本費支出	3,444,000	0	3,444,000	
水道光熱費支出	768,000	0	768,000	
修繕費支出	345,000	0	345,000	
通信運搬費支出	9,201,000	0	9,201,000	
業務委託費支出	15,904,000	0	15,904,000	
手数料支出	6,328,000	0	6,328,000	
保険料支出	24,000	0	24,000	
賃借料支出	3,363,000	0	3,363,000	
土地・建物賃借料支出	10,753,000	0	10,753,000	
租税公課支出	10,154,000	0	10,154,000	
保守料支出	189,000	0	189,000	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

サ区：生活困窮者自立相談支援事業

(単位：円)

勘定科目		現計予算額	補正予算額	合計	備考
	諸会費支出	9,000	0	9,000	
	雑支出	10,000	0	10,000	
	助成金支出	2,520,000	0	2,520,000	
	修学費用給付金支出	2,520,000	0	2,520,000	
	その他の支出	6,680,000	0	6,680,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	6,680,000	0	6,680,000	
	事業活動支出計(2)	297,503,000	0	297,503,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		54,239,000	0	54,239,000	
< 施設整備等による収支 >					
< 収入 >					
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >					
	固定資産取得支出	1,057,000	0	1,057,000	
	器具及び備品取得支出	1,057,000	0	1,057,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	874,000	0	874,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	874,000	0	874,000	
	施設整備等支出計(5)	1,931,000	0	1,931,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△1,931,000	0	△1,931,000	
< その他の活動による収支 >					
< 収入 >					
	拠点区分間繰入金収入	2,547,000	0	2,547,000	
	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	2,547,000	0	2,547,000	
	その他の活動収入計(7)	2,547,000	0	2,547,000	
< 支出 >					
	拠点区分間繰入金支出	54,855,000	23,765,000	78,620,000	
	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	52,906,000	23,765,000	76,671,000	
	権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	1,949,000	0	1,949,000	
	その他の活動支出計(8)	54,855,000	23,765,000	78,620,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△52,308,000	△23,765,000	△76,073,000	
	予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	△23,765,000	△23,765,000	
	前期末支払資金残高(12)	0	23,765,000	23,765,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0	

6. 令和6年度 資金収支補正予算(第二次)

令和7年3月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

サ区：貸付金等事業

(単位：円)

勘定科目	現計予算額	補正予算額	合計	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	237,000	0	237,000	
社協会費収入	237,000	0	237,000	
経常経費補助金収入	2,709,000	0	2,709,000	
区補助金収入	2,709,000	0	2,709,000	
貸付事業収入	845,000	0	845,000	
償還金収入	845,000	0	845,000	
事業活動収入計(1)	3,791,000	0	3,791,000	
< 支出 >				
人件費支出	2,709,000	0	2,709,000	
非常勤職員給与支出	2,341,000	0	2,341,000	
法定福利費支出	368,000	0	368,000	
事業費支出	185,000	0	185,000	
緊急援護費支出	185,000	0	185,000	
事務費支出	52,000	0	52,000	
福利厚生費支出	21,000	0	21,000	
旅費交通費支出	4,000	0	4,000	
通信運搬費支出	24,000	0	24,000	
租税公課支出	3,000	0	3,000	
貸付事業支出	845,000	0	845,000	
貸付金支出	845,000	0	845,000	
事業活動支出計(2)	3,791,000	0	3,791,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	9,861,000	0	9,861,000	
シルバー資金融資積立資産取崩収入	9,861,000	0	9,861,000	
その他の活動収入計(7)	9,861,000	0	9,861,000	
< 支出 >				
拠点区分間繰入金支出	9,861,000	14,000	9,875,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	0	14,000	14,000	
権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	9,861,000	0	9,861,000	
その他の活動支出計(8)	9,861,000	14,000	9,875,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△14,000	△14,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△14,000	△14,000	
前期末支払資金残高(12)	0	14,000	14,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

令和 7 年 3 月 2 5 日

令和 7 年度事業計画・予算

別紙のとおり令和 7 年度事業計画・予算を提出する。

世田谷区社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

令和7年度運営方針

1 はじめに

令和7年(2025年)は団塊の世代が75歳以上になる一方、出生数は減少を続けるなど少子高齢化が急速に進んでいます。また、長期化する物価の上昇が、住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、コロナ禍や物価上昇などにより顕在化した孤独・孤立や生活困窮の課題に加え、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題の解決に向けた支援の必要性が高まっています。

世田谷区社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、住民の地域生活を支える事業を実施するとともに、生活に困窮する方や様々な生活課題を抱えている方への支援に取り組んでまいりました。

世田谷区では、令和6年度に新たにスタートした、世田谷区地域保健医療福祉総合計画(以下「総合計画」という。)に基づき、地域共生社会の実現を目指し、これまでの地域包括ケアの地区展開を基盤とした「世田谷版地域包括ケアシステムの強化」(相談支援・参加支援・地域づくりを柱とする、重層的な支援体制の強化)を進めています。

本会では、区の総合計画の改定を受け、これまでの地域資源開発事業で培った専門支援スキル等を踏まえ、四者連携を基軸に、相談支援・参加支援・地域づくり等の取り組みを今後もより一層進めてまいります。さらに、地域のつながりが途切れないよう、住民の地域福祉活動を支援するとともに、日常生活における複雑化・複合化した課題を抱えている方等への支援に積極的に取り組んでまいります。

以上を踏まえ、本会では、世田谷区の総合計画に連動した「(仮称)第4次世田谷区地域福祉活動計画」を策定し令和7年度からスタートします。

複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、住民をはじめ関係諸機関等とのネットワークを一層強化し、セーフティネット機能の発揮に取り組むとともに、本会の組織・事業に関する理解促進に丁寧な努めながら、職員一同が本会の責務をしっかりと認識して各事業に取り組んでまいります。

2 主な事業について

(1) 地域福祉推進事業

地域福祉コーディネート推進事業(地域資源開発事業)は、まちづくりセンターやあんしんすこやかセンター、児童館との連携のもと、住民や地域の活動団体とのネットワークを生かして、地域生活課題の解決に取り組んできました。

令和6年度、本会では、世田谷区の総合計画の改定と連動させながら、地域資源開発事業での実績を踏まえ、四者連携を基軸に住民、関係機関等との協働による相談支援や新たなサービスの開発、多様なアウトリーチ等による課題の早期発見・継続支援、居場所づくり等の機会を捉えた住民の福祉活動への参加支援、以上の過程を通じた地域づくり等に職員体制を強化して取り組んできました。これらの取り組みを、今後も、より一層推進してまいります。

買い物支援等について、複数の公営住宅等に移動販売車を誘致するとともに、移動困難なエリアにおいて町会・自治会・NPO団体等と連携しコミュニティバスの運行支援に取り組んできました。今後も、丁寧なニーズ把握に基づき効果的な展開に向けて努めてまいります。

食の支援については、令和4年度から、連携推進課に担当職員を配置して、生活困窮者や子ども食堂等への食の支援の拡充に取り組んできました。今後も、ウェブサイト「せたべる」

を通じて、事業者等からの食品寄付の受け入れを増やすとともに、ぷらっとホーム世田谷や各地域社協事務所など本会内部の連携を一層強化し、包括的な食の支援の体制づくりを進めてまいります。

さらに、世田谷区が委託事業として実施してきた「はり・きゅう・マッサージサービス事業」については、令和6年度から受託している会場での受付等業務とともに、令和7年度から事前受付業務も受託することとなりました。高齢者等利用者の利便性向上とともに、視力障害のある施術者への合理的配慮の提供等、福祉の増進に向け取り組んでまいります。

福祉喫茶については、「(仮称) 福祉喫茶の今後のあり方―機能改善に向けた見直し―」の策定を進め、引き続き、「保護的就労」の一環として障害者に就労の場を提供するとともに、就労までにステップが必要な方等にも、多様な形態の実習の機会を提供してまいります。また、店舗の立地を活かし、地域住民の方々の居場所等繋がりづくりに役立ててまいります。

(2) 生活自立支援事業

ぷらっとホーム世田谷及び分室は、令和7年3月31日(月)に、三軒茶屋駅近くの世田谷区役所三軒茶屋分庁舎5階へ移転します。

コロナ禍により生じた様々な生活課題を抱え、いまだ生活の立て直しに苦しむ住民の相談が数多く寄せられています。背景には、経済的な困窮だけでなく、就労、住居確保、介護等の家族問題、心身の不調や社会的な孤立等、複雑多岐に亘る課題があるため、引き続き、世田谷区や関係機関等とも連携しながら適切に対応するとともに、相談や食の支援にも本部・各地域社協事務所が連携して取り組んでまいります。

コロナ禍で生活に困窮する方を対象とした生活福祉資金特例貸付(東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という。)からの受託事業)は、令和4年9月末日で終了しましたが、償還に伴う相談や生活再建に向けた支援を引き続き行ってまいります。

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」は、開設から4年目になりますが、世田谷若者総合支援センターメルクマールせたがやとともに、世田谷区や関係機関と協働し、ひきこもり状態にある方とその家族に寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。

(3) 権利擁護事業

成年後見センターでは、令和5年度を始期とする「成年後見センター運営計画」に基づき、法人後見、区民後見監督、あんしん事業等に取り組んでおります。

また、世田谷区の「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、成年後見制度の普及啓発及び利用促進、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化、支援者のスキルアップ、成年後見人等の担い手の確保・育成等に引き続き取り組んでまいります。

さらに、あんしん事業の利用申し込みから利用開始までの間に、緊急に金銭管理や書類等の手続きが必要な方を支援する新しい事業「(仮称) あんしん事業利用開始前支援事業」(世田谷区からの受託事業)を、令和7年度から開始いたします。

3 (仮称) 世田谷区地域福祉活動計画に基づく取り組みの強化

現行の「第3次世田谷区住民活動計画(改定計画)」は令和6年度が最終年度となります。

住民の困りごとが多様化・複雑化する中、地域共生社会の実現に向け、住民・行政・関係機関等が今まで以上に連携・協働していく事が重要であり、CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーク)機能の発揮やネットワークを生かして地域福祉を推進する本会への期待も大きくなっ

ています。

そのため、令和6年度を始期とする総合計画との連動を図りながら、令和5年度から地域住民や関係機関等にご参画いただき、「(仮称)第4次世田谷区地域福祉活動計画」(以下「計画」という。)を策定し、令和7年度からスタートします。

計画では、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、住民、事業者、行政が協働し、地域福祉を推進するための指針と、その実現に向けて本会が中心になって取り組むべきこと等を示しています。

全区的計画(全区的な課題の抽出と取り組み方針)と、28地区の各地区計画(各地区における職員の取り組み目標及び方針の設定)で構成されており、令和7年度から令和14年度までの8年間の計画となっています。

計画の推進にあたり、本会では、職員一丸となって、住民・行政・関係機関等と連携・協働し取り組んでまいります。

4 法人運営基盤の整備・強化

平成30年度に開始した社協経営改革計画では、①財政健全化、②組織・事業の見直し、③人材育成を3本の柱に据え、令和4年度までの5年間に亘り様々な改革に取り組んできました。地域福祉の推進役として運営基盤をより強固なものにするため、今後も「健全な財政運営」「効果的・効率的な組織・事業運営」「職員の人材育成」に資する取り組みを強化し、安定的な法人運営を進めてまいります。

(1) 健全な財政運営

平成30年度に策定した「財政健全化計画」を踏まえたあらゆる側面からの徹底した財政収支の見直しにより、以降は健全な財政運営を継続しています。

今後も安定的に地域福祉の推進を図っていくために、新たな事業の受託や自主財源の確保など財政基盤の強化を進めるとともに、財政収支の均衡を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

また、高い公益性を有する社会福祉法人としてのコンプライアンスを徹底し、社会福祉法をはじめとする法改正に伴う制度変更等に的確に対応してまいります。

(2) 効果的・効率的な組織・事業運営

本会の各部署の有する専門性を生かした本会内部の連携を高めながら、CSW機能を最大限に発揮して、多様な住民ニーズに柔軟に対応してまいります。

また、既存の事務事業の効果や効率性を常に精査し、新たな地域生活課題に対応する資源・サービス等の開発・実施に注力できる組織づくりと事業運営に努めてまいります。

さらに、ICT化の推進等を通じた業務の効率化を進めるために、コスト面や情報管理の安全性、職員の情報リテラシー格差など、専門家の知見を活用しながら様々な視点から検討してまいります。

(3) 職員の人材育成

平成30年度に策定した人材育成計画を踏まえ、引き続き地域福祉に関する高い専門性と職務能力を有し、社会環境の変化を的確に捉えて対応できる職員の育成に取り組んでまいります。

専門研修では、相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的な展開に向け、CSW機能を発揮できる専門性向上のため、研修プログラムの充実を図ります。

また、会計・契約事務等の正確な遂行、職層に応じた視点や知識、業務スキルの獲得は不可欠であることから、基本研修・職層研修の更なる強化を図ります。

■主要事業計画

社会福祉事業区分

I. 地域福祉推進事業拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

(1) 組織運営事業

令和4年度に行った「世田谷区社会福祉協議会経営改革計画」の3つの柱である「財政の健全化」「組織・事業の見直し」「人材育成」の各計画の総括を今後の運営に活かす。また、DX※化を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

※ DX とは、デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること（デジタル・トランスフォーメーション [Digital Transformation]）をいう。

① 理事会、評議員会等

本会の執行機関としての理事会及び、重要事項を決定する評議員会を開催する。また、本年度は役員（理事・監事）及び評議員の改選期にあたり、評議員選任・解任委員会を開催する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
理事会開催回数	4回	3回	4回
評議員会開催回数	3回	3回	3回
評議員選任・解任委員会開催回数	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
理事会開催回数	－	－	4回
評議員会開催回数	－	－	3回
評議員選任・解任委員会開催回数	－	－	2回

①-2 監査

理事の職務の執行を監査し、法令に基づく監事監査を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
監事監査開催回数	6回	6回	6回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
監事監査開催回数	－	－	6回

- 監事監査には会計士による監査を含む。
- この他「財政援助団体監査（実施者：世田谷区・監査委員）」や「社会福祉法人指導監査（実施者：世田谷区・保健福祉政策部）」の実施年度に該当する場合は、各々開催する。

② 職員研修

従来の研修を実施するとともに、令和6年度から重点的に取り組んできたハラスメント研修やICT研修を継続して実施し、職員のスキル向上を図る。

また、専門性の向上を目的として各分野の専門家を招聘し、職員が現場での相談支援や地域づくりの実践に活かせる機会を提供する。

③ 災害時等緊急対応に向けた体制整備

震災や大雨等の災害時に的確に対応できるよう、事業継続計画(BCP※)の更新を行うとともに、世田谷区内の法人や団体等との連携に努める。

※ BCP とは、災害等の緊急事態における企業や団体の事業継続計画（ビジネス・コンティニューイティ・プランニング [Business Continuity Planning]）のことをいう。

④ 苦情解決委員会

本会事業の利用者や、住民から寄せられる苦情・意見等に対する改善、対応策を検討する「苦情解決委員会」を開催し、事業の適正な運営とサービスの質の向上を図る。

⑤ 会員会費募集活動

地域福祉活動の貴重な財源である会員会費について、各地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）と連携しながら募集活動を行う。

福祉イベントや SNS*等での広報活動を行い、住民や団体・企業等に会員会費の使途や成果を見える化して、本会の事業や活動に対する理解を求めていく。また、本会事業の PR や地域活動への参加等に協力いただける事業者等の拡大を図る。

また、昨年度に導入したクレジット決済の導入や振込票付チラシの配布、税額控除に関する広報活動を積極的に行い、会員会費募集協力者の負担軽減に努める。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
会員数	32,500 名	32,000 名	19,000 名
会費額	32,582,000 円	31,681,000 円	31,120,000 円
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
会員数	－	－	26,320 名
会費額	－	－	30,775,010 円

※ SNS とは、インターネット上で個人同士が繋がるような場所を提供しているサービスの総称（ソーシャル・ネットワーキング・サービス [Social Networking Service]）のことをいう。

⑥ ICT 化の推進に向けた取り組み

Web ツールによる会議や研修を実施するとともに、ICT*を活用して業務の効率化を図る。

また、研修等を通じて情報セキュリティ脅威の理解を深め、職員・組織の危機管理能力を高める。

※ ICT とは、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称（「情報通信技術」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー [Information and Communication Technology]））のことをいう。

（２）企画研究・広報事業

今日的課題を踏まえ策定された「社会福祉協議会基本要項 2025」（以下「基本要項」という。）や「（仮称）世田谷区地域福祉活動計画」に基づき、連携・協働の取り組みを推進する。

地域福祉活動への理解と参画を進めるため、効果的な広報活動を行う。

① 企画研究

「基本要項」に示された社会福祉協議会の役割や機能の理解を深め、本会の事業や取り組みの質を高めていく。

令和7年度を初年度とする「（仮称）世田谷区地域福祉活動計画」について、関係機関、団体、住民等へ周知を進めるとともに、本計画に位置づけている各取り組み・活動の着実な展開を図る。

② 広報活動

ホームページや各種の広報活動を通じて、本会の取り組みや事業等について、住民や関係機関・団体等へ、わかりやすい情報発信を行うため、広報活動の目的意識を高めていく。

ホームページのアクセス分析や SNS の活用を通じて、効果的な広報活動を展開し、地域福祉活動への理解と参画を促進する。

2. 地域福祉事業サービス区分

(1) 地区社協活動支援事業

住民、地域の活動団体、事業者等と連携を図り、地域における生活課題の解決に取り組む。

また、食の支援や買い物困難者への支援等、地域の生活課題の解決に向けた具体的な取り組みを住民・多機関等との協働により進めていく。

① 地区社協の運営支援

29の地区社協の事務局を担い、事業やイベントの運営支援、各地区での活動情報の共有化を図り、住民を主体とした福祉活動を支援する。

② 地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）【区受託】

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と本会地区事務局の四者による連携を基盤として、生活上の課題を抱えた方の相談支援や活動への参加支援、支えあいによる地域づくりを推進する。

○地域生活課題の解決と地域づくりの推進

- ・多様なアウトリーチ等による地域生活課題の早期把握
- ・住民等との地域生活課題の共有と、課題の解決を目指した地域づくり支援
- ・生活上の課題を抱えた方の早期の実態把握と孤立等の課題解決に向けた支援
- ・地区における見守りネットワークの強化・推進
- ・住民の地域活動等への参加の支援

○生活支援コーディネート機能の発揮《介護保険事業》

- ・地域生活課題の解決に向けた連携会議（協議体）の運営
（全区：第1層協議体、各地区：第2層協議体）
- ・法人・団体、事業者等とのネットワークの構築
- ・地域活動の見える化と住民参加の促進

○地域活動の担い手の確保と育成

- ・地区サポーター等活動の担い手の確保と法人・団体等活動へのマッチングの拡充

○職員の専門性と支援実践力の向上

- ・組織内連携の強化やコミュニティソーシャルワーク機能の向上を目的とした専門研修の実施、地域事務所長や地域福祉コーディネーター等によるスーパーバイズ機能の強化

③ 災害福祉サポーターの活動支援（災害対策事業）

日頃からの地域とのつながりをもとに、発災時において、要配慮者等への安否確認やニーズ把握等を行う災害福祉サポーターの登録者数の拡大に努める。また、災害福祉サポーターへの情報提供や研修・訓練等の機会を設け、災害時における実際の活動に備える。

④ 社会福祉法人等のネットワーク推進事業

世田谷区内に本部のある社会福祉法人による「世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会」の事務局を担う。人材確保や災害時対応等、社会福祉法人の抱える共通課題への対応策について検討を進めるとともに、社会福祉法人の持つ専門性を生かして、地域のニーズに応じた地域公益活動の実施に取り組む。

⑤ 高齢者の新たな居場所づくり事業（「なごみの広場ちとふな」）【区受託】

千歳温水プール4階健康運動室等において、60歳以上の方を対象に、暮らしに役立つ講座や相談会の開催等、ひとりでも気軽に訪れることができる高齢者の居場所として「なごみの広場ちとふな」を開催し、仲間づくりや地域活動への参加等を支援する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
開催回数	60回	60回	60回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
開催回数	－	－	60回

（２）地域社協活動事業

地域・地区における住民の創意工夫による活動や先駆的な福祉活動等の情報提供と共有化を図り、地域・地区の実情に応じた住民の地域福祉活動を支援する。

① 地域社協福祉推進協議会の運営支援

各地域において、地区社協活動に関する情報や地域福祉を取り巻く状況の共有及び意見交換等を通じ、住民主体による福祉のまちづくりを推進する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
開催回数	16回	15回	15回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
開催回数	－	－	15回

➤ 5地域ごとに年3回開催する。※北沢地域は会長会を1回開催する。

② 地域・地区における交流・啓発

地域支えあい活動拠点の利用団体間の交流や、住民による地域福祉活動への参加機会となるよう、地区での懇談会や研修会を実施する。

③ 災害見舞金事業

火災・水害により被災した住民に対し、生活の一助として災害見舞金を支給する。

○火災（全焼、半焼とも） 1世帯につき 10,000円

○水害（床上浸水以上） 1世帯につき 5,000円

（３）地域支えあい活動支援事業

地域における支えあいの居場所としての活動を引き続き支援するとともに、多世代による支えあいと交流の居場所等、地域づくりを視野に入れた多様な支えあい活動の開発に取り組む。また、地

域支えあいの視点に基づき、子ども食堂等や認知症高齢者等への支援を強化する等、地域福祉への理解と共感の醸成に向けた取り組みを強化していく。

① 地域支えあい活動グループの支援

高齢者、障害者、子育て中の方等の閉じこもりや孤立の防止、交流促進を図るために「ふれあい・いきいきサロン」等の居場所づくりを支援する。

活動の立ち上げ支援や運営方法等のアドバイス、住民への参加支援や新たな担い手（地区サポーター等）の確保、活動へのマッチングに取り組む。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
団体数 合計	728 団体	714 団体	753 団体
ふれあい・いきいきサロン数 (内、子育てサロン数)	669 団体 (88 団体)	656 団体 (87 団体)	688 団体 (95 団体)
支えあいミニデイ数	59 団体	58 団体	65 団体
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
団体数 合計	－	－	680 団体
ふれあい・いきいきサロン数 (内、子育てサロン数)	－	－	625 団体 (78 団体)
支えあいミニデイ数	－	－	55 団体

② 子ども食堂運営支援

食の支援や地域の居場所である子ども食堂に対して、運営費等の助成や活動保険加入等の運営支援、フードドライブ等による食材の提供、世田谷保健所の協力による衛生管理や感染症・アレルギー対策等の研修を実施し、活動の円滑な運営を支援する。

また、団体間の情報交換やネットワークづくりを進めるとともに、子ども食堂リーフレットを適宜更新し、住民への広報を通じて子ども食堂に対する理解と支援、多世代を含め子ども等の参加を広げていく。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
運営助成金交付団体数	56 団体	53 団体	45 団体
東京都子ども食堂推進補助金交付団体数	50 団体	48 団体	45 団体
支えあい活動保険利用団体数	62 団体	60 団体	50 団体
せたがやフードドライブ利用団体数	45 団体	45 団体	45 団体
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
運営助成金交付団体数	－	－	46 団体
東京都子ども食堂推進補助金交付団体数	－	－	45 団体
支えあい活動保険利用団体数	－	－	52 団体

せたがやフードドライブ 利用団体数	-	-	42 団体
----------------------	---	---	-------

③ 地域で支える食の支援事業

区内の食支援に関連する多様な主体の参画により、必要な食品を安定的に確保しながら、ぷらっとホーム世田谷や、地域社協事務所等との連携を通じて、生活困窮世帯や子ども食堂等への支援を充実させる。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
食品受取（企業・個人）	34,000 kg	35,000 kg	34,000 kg
団体への配付	延 1,500 団体	延 1,500 団体	延 1,300 団体
家庭への配付	1,200 世帯	1,200 世帯	1,020 世帯
新規企業等の開拓	30 件	20 件	12 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
食品受取（企業・個人）	-	-	31,150 kg
団体への配付	-	-	延 1,601 団体
家庭への配付	-	-	延 1,194 件
新規企業等の開拓	-	-	37 件

- 食品受取の数値は、「⑤せたがやフードドライブ事業」「地区社協・地域社協事務所」での受け取り分を含む。
- 家庭への配付の数値は、ぷらっとホーム世田谷・地域社協事務所での配付分を含む。

④ 地域支えあい活動拠点管理

世田谷区と連携し、区内 22 か所の地域支えあい活動拠点を適切に管理・運営し、支えあい活動団体等が利用しやすい環境を確保する。

⑤ セタがやフードドライブ事業

世田谷区清掃・リサイクル部及び各総合支所と連携し、世田谷区内の各家庭から提供される食材を、子ども食堂等の活動団体に配付する。（食材の内容：米、缶詰類、乾麺等）

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
配付計画（総量）	4,000 kg	7,500 kg	12,000kg
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
配付実績（総量）	-	-	6,747 kg

⑥ 認知症等による行方不明者への支援（せたがや一人歩き SOS ネットワーク事業）

利用登録者等からの要請に基づき、認知症状のある高齢者等の行方不明時に、住民等（協力者として事前登録している方）へメールで情報を配信し、早期の発見と安全確保に取り組む。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
協力者数	730 名	720 名	700 名
利用登録者数	120 名	110 名	100 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
協力者数	-	-	531 名
利用登録者数	-	-	76 名

⑦ はり・きゅう・マッサージサービス事業に伴う受付業務【区受託】※新規事業

区内 19 会場(各会場：毎月 1 回、全 228 回)において実施するはり・きゅう・マッサージサービス事業において、事前申し込み受け付け、事業当日の会場設営や受付対応等を行う。また、合理的配慮の視点に基づき必要に応じて地区サポーターを派遣し、障害者福祉の推進を図るとともに、住民の地域活動への参加支援の取り組みを強化する。

⑧ 地域福祉推進大会

地域福祉の一層の推進を図ることを目的として、福祉活動の紹介や講演等を通じて、地域福祉推進員をはじめとした住民の学びあいの機会として開催する。(年 1 回開催)

(4) 福祉活動団体助成事業

共同募金等を活用した助成等により福祉活動団体等の円滑な活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて本会との連携を強化する。

① 地域福祉活動団体助成事業

民間財団等の助成金等の情報提供や財団等への推薦、本会名義（後援、協賛）の交付や助成等により、地域福祉活動を支援する。

また、赤い羽根共同募金を原資とした地域福祉活動団体への助成金の交付を通じて、福祉団体の活動を支援する。

ア 社会福祉活動団体助成金の交付

福祉団体による活動の拡充を目的として、地域の福祉活動団体に対して事業費の一部を助成する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
助成団体数	16 団体	16 団体	16 団体
助成金額	5,274,000 円	5,308,000 円	5,344,000 円
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
助成団体数	－	－	14 団体
助成金額	－	－	4,416,000 円

イ 赤い羽根共同募金地域配分金（B 配分）の配分推せん

社会福祉法人東京都共同募金会（以下「都共募」という。）の主催による赤い羽根共同募金のうち、世田谷区内で集められた募金を財源として、都共募に対して申請に基づき「世田谷区共同募金配分推せん委員会」を通じて、社会福祉施設や地域福祉活動を行う小規模団体・NPO 団体等の推薦を行う。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
助成団体数	75 団体	69 団体	69 団体
助成金額	15,190,000 円	14,200,000 円	10,600,000 円
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
助成団体数	－	－	69 団体
助成金額	－	－	14,200,000 円

➤ 計画数は、都共募に推薦した団体数と申請金額を記載した。

② 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員の協力を得て、生活福祉資金の貸付や歳末たすけあい・地域支えあい募金の見舞金の配布等を行う。

(5) 地域福祉人材育成事業

地域活動等への参加の支援に向けて、福祉活動に関する講座の開催等を通じて活動参加へのモチベーションの向上を図るとともに、具体的な活動へのマッチングを進めていく。また、ボランティア保険の加入を促進し、安心して活動に取り組めるよう支援する。

① 地区サポーター

地域活動に興味のある方を地区サポーターとして登録し、地域の支えあい活動や町会・自治会活動、各地区の福祉イベント、生活支援サービス等へのマッチングを進め、地域福祉活動等への参加を促進する。また、地域・地区を単位とした講座を開催し、新たな活動の担い手の確保・育成を図る。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
登録者数	1,650名	1,650名	1,600名
マッチング件数	510件	510件	500件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
登録者数	－	－	1,702名
マッチング件数	－	－	499件

② 地区活動入門講座

地区で活動する人材の発掘・育成を目的とした講座を開催し、地区サポーターへの登録を促進するとともに、地域福祉活動等への参加機会を確保する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
講座開催回数	17回	12回	11回
講座参加人数	延260名	延220名	延220名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
講座開催回数	－	－	69回
講座参加人数	－	－	延476名

➤ 令和5年度実績は、ミーティングや他事業での地区サポーター募集告知等も含む。

③ 特技ボランティア

趣味や特技を持つ住民を特技ボランティアとして登録し、地域支えあい活動や福祉施設等に紹介することで、地域活動の推進と住民参加の機会を拡大する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
登録者数	240名	230名	220名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
登録者数	－	－	199名

④ 福祉学習

小・中・高校等での授業や地区イベント等の機会をとらえ、地域福祉推進員や地区サポーター等の協力により体験型の福祉学習や障害等当事者による講話等を実施し、地域共生社会の実現に向けた理解・啓発に取り組む。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
福祉学習実施回数	50回	50回	50回
福祉学習参加者数	5,500名	5,500名	5,500名
福祉用具貸出件数	10件	10件	10件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
福祉学習実施回数	－	－	76回
福祉学習参加者数	－	－	6,962名
福祉用具貸出件数	－	－	12回

⑤ ボランティア保険事務【東社協受託】

福祉イベント・事業や被災地等へのボランティア活動等を安心して活動できるよう、保険の加入手続を行う。

手続きに合わせて地区サポーターの登録や他の活動メニューの紹介も行い、広く地域人材の掘り起こしを行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
ボランティア保険加入人数	17,000名	13,000名	10,500名
行事保険加入件数	1,500件	1,500件	1,200件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
ボランティア保険加入人数	－	－	15,233名
行事保険加入件数	－	－	1,509件

(6) 日常生活支援事業

福祉的な支援を必要とする住民に対し、住民同士の支えあい活動を基盤とした、ふれあいサービス（自主事業）、支えあいサービス（区受託事業）を実施する。両事業とも、会員双方の意向確認や安全への配慮に取り組みつつ、日々の生活を支援する。

また、協力者の確保とスキルアップのためフォローアップ研修を実施し、安心して活動に取り組むことができるよう、学びや体験の機会を提供する。

① ふれあいサービス

高齢者や障害者、産前産後等で生活に支援が必要な方に対し、協力会員として登録した住民が有償で家事支援、生活支援、外出支援を実施する。

地区担当職員が訪問してアセスメントを行い、計画に基づき協力会員を調整し、派遣する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
利用会員数	600名	600名	600名

(うち新規利用登録数)	(175 名)	(175 名)	(175 名)
協力会員数	550 名	600 名	600 名
(うち新規登録数)	50 名	80 名	120 名
派遣・活動時間数	15, 000 時間	17, 000 時間	18, 000 時間
フォローアップ研修回数	2 回	2 回	2 回
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
利用会員数	－	－	429 名
(うち新規利用登録数)	－	－	(155 名)
協力会員数	－	－	544 名
(うち新規登録数)	－	－	95 名
派遣・活動時間数	－	－	13, 169 時間
フォローアップ研修回数	－	－	2 回

② 支えあいサービス（介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス）【区受託】

介護保険制度の要支援者等に対し、あんしんすこやかセンターが行う支援計画に基づき、介護予防や自立支援のための家事援助サービスを実施する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
利用者数	80 名	90 名	90 名
協力者数	320 名	325 名	345 名
延べ利用回数	3, 010 回	3, 192 回	3, 192 回
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
利用者数	－	－	40 名
協力者数	－	－	339 名
延べ利用回数	－	－	2, 394 回

（７）子育て支援事業

子育ての手助けがほしい住民（利用会員）と手助けができる住民（援助会員）が身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制のしくみであるファミリー・サポート・センター事業を推進する。

利用の相談や支援の窓口となる地域社協事務所をファミリーサポートセンターの「支部」と位置付け、関係機関等とのネットワークを強化しながら、地域の力を活かした子育て支援を進める。

① 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業【区受託】

子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と子育ての手助けができる方（援助会員）が、身近な地域において送迎や預かり等子育ての相互支援ができるよう、相談受付や調整を行う。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
利用会員数	6, 000 名	6, 500 名	6, 500 名
(うち新規登録利用会員数)	(1, 500 名)	(1, 800 名)	(1, 300 名)
援助会員数	1, 100 名	1, 200 名	1, 150 名
(うち新規登録援助会員数)	(180 名)	(200 名)	(200 名)

利用(援助活動)回数	27,000 回	25,800 回	22,500 回
利用(援助活動)時間数	39,000 時間	40,000 時間	40,000 時間
紹介件数	1,300 件	1,400 件	1,350 件
アウトリーチ回数	450 回	500 回	300 回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
利用会員数	－	－	5,073 名
(うち新規登録利用会員数)	－	－	(1,587 名)
援助会員数	－	－	949 名
(うち新規登録援助会員数)	－	－	(142 名)
利用(援助活動)回数	－	－	25,220 回
利用(援助活動)時間数	－	－	37,945.5 時間
紹介件数	－	－	1,400 件
アウトリーチ回数	－	－	490 回

- アウトリーチ回数は、担当職員(アドバイザー)による児童館やおでかけひろば等への訪問活動(事業説明や周知啓発等)数を数値化した。

② 子育て支援者の育成【区受託】

子育ての手伝いができる援助会員登録者を増やすために、住民を対象とした研修を年6回実施するほか、援助会員を対象に安全な預かりをするための研修を実施する。

ア 子育て支援者養成研修

安全・安心な子育て援助活動を行えるよう、必要な知識や能力を習得する必修の養成研修(計25時間)を実施する。より多くの住民が参加できるよう、会場開催とオンライン開催を設け、援助会員登録者増に取り組む。

<主な研修科目>

世田谷区の子育て事情、保育の心・子どもの世話、最近の子育て・親との接し方、障害のある子への援助、子どもの安全・応急対応(実技)ほか

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
実施回数	6 回	6 回	6 回
参加者数	180 名	160 名	240 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
実施回数	－	－	6 回
参加者数	－	－	174 名

- 令和6・7年度の実施回数の計画数内訳は、会場開催4回、オンライン開催2回。
 ➤ 参加者数の計画数は、令和5年度までは最大受入人数(会場によって異なる)を合算した数字を記載した。

イ 援助会員フォローアップ研修(a)及びフォローアップ専門研修(b)

a 援助会員が、活動を安全に継続して行えるよう研修を実施する。(年1回)

b 専門研修として、5年に1度の受講が必須となった「緊急救命講習及び事故防止」に関する研修を実施する。(年4回)

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
a 実施回数	1 回	1 回	1 回
a 参加者数	30 名	30 名	40 名

b 実施回数	4 回	4 回	6 回
b 参加者数	80 名	100 名	240 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
a 実施回数	－	－	1 回
a 参加者数	－	－	12 名
b 実施回数	－	－	6 回
b 参加者数	－	－	115 名

- 参加者数の計画数は、令和 5 年度までは最大受入人数（会場によって異なる）を合算した数字を記載した。
- 令和 5 年度までは国の実施要綱で受講猶予の経過措置が行われていたため、年間 6 回実施した。

③ 会員交流会【区受託】

利用会員交流会は、子どもと一緒に参加できる事業を企画し、会員同士の交流を図る。援助会員交流会は、会員同士の懇談と意見交換を実施する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
利用会員交流会実施回数	1 回	2 回	2 回
参加者数	30 名	40 名	100 名
援助会員交流会実施回数	3 回	2 回	2 回
参加者数	60 名	40 名	100 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
利用会員交流会実施回数	－	－	2 回
参加者数	－	－	21 名
援助会員交流会実施回数	－	－	2 回
参加者数	－	－	40 名

④ 「預けてみよう」体験事業（旧「事前打ち合わせ」体験事業）【区受託】

親族以外に子どもを預けたことがない住民に対し、子どもを援助会員に短時間預ける体験を提供し、預けることへの不安を軽減するとともに、利用会員登録につなげる。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
実施回数	5 回	5 回	5 回
参加者数（利用会員）	25 組	25 組	25 組
参加者数（援助会員）	35 名	35 名	35 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
実施回数	－	－	5 回
参加者数（利用会員）	－	－	21 組
参加者数（援助会員）	－	－	28 名

- 令和 5 年度までは利用会員を対象に、援助会員との事前打ち合わせ体験の機会を提供する事業を行った。

⑤ 住民向け講座等

ア 援助会員発掘事業【区受託】

活動を支える援助会員を増やすために、子育て支援に関心のある方に対し、講座・イベントを開催する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
--	-----------	-----------	-----------

実施回数	2 回	2 回	2 回
参加者数	40 名	40 名	100 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
実施回数	－	－	2 回
参加者数	－	－	36 名

➤ 参加者の計画数は、令和 5 年度までは最大受入人数（会場によって異なる）を合算した数字を記載した。

イ 子育て支援講座

区内の子育て支援活動の実践者に対し、地域で安全・安心な活動を続けるために必要なスキルアップ講座を開催する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
実施回数	1 回	2 回	2 回
参加者数	30 名	60 名	80 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
実施回数	－	－	2 回
参加者数	－	－	56 名

➤ 参加者の計画数は、令和 5 年度までは最大受入人数（会場によって異なる）を合算した数字を記載した。

（８）障害者支援事業

世田谷区の障害者施策「保護的就労」の一環として、障害者に就労の場を提供するとともに、広範な業務をもつ福祉喫茶の特徴を活かし、就労までにステップが必要な方等にも、仕事見学をはじめとした無理のない多様な形態の実習機会を提供する。また、店舗の立地を活かし、地域住民の方々の居場所等として繋がりづくりに役立てる。

① 福祉喫茶の運営

福祉喫茶の接客等業務を通して、従事者（障害者）が基本的な労働習慣や社会性を習得したうえで一般就労への移行を図ることができるよう支援する。

また、世田谷区の施設内にある喫茶として、施設の特性や来客のニーズを踏まえた運営と集客に努める。

<店舗名>

- 喫茶 YOU・遊（松沢まちづくりセンター内）
- 喫茶桜ん房（砧図書館内）
- 喫茶どんぐり（世田谷文学館内）

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
就労支援数	5 名	4 名	4 名
来客者数	33, 000 名	22, 000 名	21, 350 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
就労支援数	－	－	2 名
来客者数	－	－	24, 844 名

② 研修（店長・援助者・従事者）

福祉喫茶従事者を対象に、一般就労に向けた接遇や就労面接対策等の研修を行う。また、店長・援助者には、障害者理解や支援に必要な知識、技能に関する研修を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
従事者研修回数	3回	3回	3回
店長・援助者研修回数	6回	6回	6回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
従事者研修回数	－	－	1回
店長・援助者研修回数	－	－	8回

③ 居場所づくり等への活用

高齢者や障害者の居場所づくり等に向け、関係機関と連携のもと取り組む。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
居場所づくり等	24回	－	－
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
居場所づくり等	－	－	－

（９）歳末たすけあい運動事業

広く住民や関係団体等に理解と協力を呼びかけ、歳末たすけあい・地域支えあい募金を実施するとともに、支援を必要とする世帯への見舞金や地域福祉活動の財源等に活用する。

また、職員による駅頭募金を実施し、募金額の確保と募金に関するPRに取り組むとともに、世田谷区共同募金配分推せん委員会の事務局を担い、会議の円滑な運営に努める。

① 歳末たすけあい・地域支えあい募金

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団等関係団体の協力により募金活動を行い、支援を必要とする世帯等への見舞金の配布や、地域支えあい活動の支援に活用する。

また、募金活動への理解を深めるための広報活動や職員による街頭募金を各地域で行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
募金額	28,000,000円	27,000,000円	27,000,000円
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
募金額	－	－	32,560,281円

② 世田谷区共同募金配分推せん委員会事務局運営

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金を原資とした地域配分（B配分）交付団体の推薦、及び歳末たすけあい・地域支えあい募金の使途等を検討する世田谷区共同募金配分推せん委員会の事務局を担い、募金の効果的かつ適切な活用に取り組む。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
配分推薦委員会開催回数	2回	2回	2回

	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
配分推薦委員会 開催回数	-	-	2回

Ⅱ. 生活自立支援事業拠点区分

1. 生活困窮者自立相談支援事業サービス区分

(1) 生活困窮者自立支援事業

生活費の確保や仕事探し、家賃・ローンの支払い、税金の支払い等について課題を抱える住民からの相談が数多く寄せられる中、その背景にある心身の状態や家族関係、地域社会からの孤立等の要因も考慮した上で、適切に支援を行う。

その中で、一層複雑化している課題に対応するために、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業者として、他の支援機関や専門家との連携強化を引き続き推進する。

また、ひきこもり相談窓口「リンク」は、幅広い支援ニーズに対応するため、支援メニューにも広がりを持たせて対応していく。

① 自立相談支援【区受託】

生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援プランを作成し、3か月単位でモニタリング、評価を実施し、継続した就労や自立生活に向けた支援を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
相談件数	1,300件	1,300件	1,000件
プラン作成件数 (新規、更新含む)	600件	600件	600件
出張相談会開催回数	12回	－	－
支援調整会議開催回数	60回	－	－
個別ケース検討会議開催回数	6回	－	－
就労支援部会開催回数	2回	－	－
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
相談件数	－	－	1,286件
プラン作成件数 (新規、更新含む)	－	－	729件
出張相談会開催回数	－	－	－
支援調整会議開催回数	－	－	－
個別ケース検討会議開催回数	－	－	－
就労支援部会開催回数	－	－	－

- 各種開催について、令和7年度から記載する。
- 就労支援部会開催回数は、令和7年度から「ひきこもり支援」から「自立相談支援」での計画に変更とし、それに伴い部会の名称も改めている。

② 家計改善支援【区受託】

家計に関し課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにした上で情報提供や助言等を行い、相談者自らが家計を管理する力を高めるよう支援する。

家計改善を進める上で、固定費削減のひとつとして、転宅が必要とされる場合に、新たな住居の確保に向けた支援を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
--	---------	---------	---------

家計改善相談件数	200 件	200 件	200 件
転宅支援件数	50 件	50 件	50 件
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
家計改善相談件数	－	－	656 件
転宅支援件数	－	－	16 件

③ 生活保護受給者支援【区受託】

生活保護受給者に対し、家計の収支バランスを保つための相談支援、給付基準に則した住まいの確保に向けた転宅支援を行う。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
家計改善相談件数	20 件	20 件	20 件
転宅支援件数	30 件	30 件	30 件
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
家計改善相談件数	－	－	3 件
転宅支援件数	－	－	15 件

④ 住居確保給付金【区受託】

離職者等が不安なく就職活動ができるよう、3 か月間(延長あり)の家賃補助を行うとともに、受給期間中の定期面談等を通じて、就労活動に向けて積極的な支援を行う。また、転居費用相当分を支給し家計の改善に向けた支援を行う。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
新規申請者件数	60 件	120 件	600 件
延長申請者件数	40 件	80 件	450 件
再延長申請者件数	30 件	50 件	340 件
再々延長申請者件数	－	－	－
新規申請（転宅分）	30 件	－	－
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
新規申請者件数	－	－	73 件
延長申請者件数	－	－	53 件
再延長申請者件数	－	－	56 件
再々延長申請者件数	－	－	－
新規申請（転宅分）	－	－	26 件

➤ 各項目の申請者件数は、令和 5 年度の実績推移を考慮して計画数減とした。

⑤ 生活困窮者就労準備支援事業【区受託】

就労することが困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、支援プランに基づき、心身の健康増進やコミュニケーション力の向上を目指す講座等とともに、法人や企業等の協力を得て社会参加や就労体験の場を提供し、就労を見据えた実践的な支援を行う。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
講座等実施回数	260 回	260 回	260 回
講座等延参加人数	1, 300 名	1, 300 名	1, 300 名
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績

講座等実施回数	-	-	229 回
講座等延参加人数	-	-	921 名

⑥ 日常生活支援アドバイザー派遣事業【区受託】

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、長期にわたって社会参加の機会のない、ひきこもり状態にある方等で、生活習慣の改善等が必要となる世帯に対し、日常生活支援アドバイザーを派遣する。

日常生活支援アドバイザーは、3 か月程度を目安に、日常生活の維持に必要な知識と技術の習得に向け、指導・助言を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
派遣対象者数	30 名	30 名	30 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
派遣対象者数	-	-	7 名

⑦ ひきこもり等の生きづらさを抱えた生活困窮者の支援事業【区受託】

セミナー等の開催を通じて、ひきこもりに対する理解促進、当事者や家族の交流、当事者の早期把握等を図る。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
セミナー等の開催回数	1 回	1 回	1 回
セミナー等の参加人数	70 名	70 名	70 名
		令和6年度実績	令和5年度実績
セミナー等の開催回数	-	-	1 回
セミナー等の参加人数	-	-	57 名

⑧ 生活困窮者移動支援事業

就職活動等の交通費等に事欠く方に対し、交通費 1 回 500 円（区外の場合 1,000 円）まで実費相当を貸し付ける。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
利用者数	24 名	24 名	24 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
利用者数	-	-	3 名

⑨ 生活困窮者緊急食支援事業

生活に困窮している方に緊急的な食料の支援を行うとともに、相談窓口の案内等を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
支援件数	70 件	70 件	70 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
支援件数	-	-	60 件

⑩ フードパントリー事業【一部区受託】

生活に困窮する世帯を対象に、NP0 団体や世田谷区内の社会福祉法人、住民等の協力を得て食料支援を実施する。その際には、生活状況などについて話を聞き、必要に応じて相談支援への繋ぎなどを行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
実施回数	36回	36回	－
支援件数	480件	660件	660件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
実施回数	－	－	－
支援件数	－	－	215件

➤ 随時配布等、フードパントリー以外での食支援が拡充してきているため支援件数は減少している。

⑪ 子どもの学習・生活支援事業【区受託】

生活困窮世帯の子どもに対する学習習慣の定着や社会性の育成等を目的に、世田谷区内大学の学生ボランティア等の協力を得て、「せたがやゼミナール」を区内5地域、5か所で原則毎週実施する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
事業実施会場	5か所	5か所	5か所
事業実施回数	月4回	月4回	－
延利用登録者数	75名	75名	50名
登録ボランティア向け研修実施回数	3回	3回	－
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
事業実施会場	－	－	5か所
事業実施回数	－	－	－
延利用登録者数	－	－	79名
登録ボランティア向け研修実施回数	－	－	－

➤ 事業実施回数、登録ボランティア向け研修実施回数は、令和6年度から記載した。

⑫ 受験生チャレンジ支援貸付【区受託】

一定の所得以下の世帯を対象に、中3・高3生の学習塾の受講費用、高等学校・大学等の受験費用を貸し付け、進学を支援する。なお、高校、大学等に合格した者については、貸付金の返済を免除する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
学習塾等受講料 申請受付件数（中3）	240件	240件	240件
学習塾等受講料 申請受付件数（高3）	120件	120件	120件
受験料受付件数（中3）	240件	240件	240件
受験料受付件数（高3）	160件	160件	160件
償還免除申請受付件数 （学年共通）	760件	760件	760件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
学習塾等受講料 申請受付件数（中3）	－	－	180件

学習塾等受講料 申請受付件数（高3）	-	-	102 件
受験料受付件数（中3）	-	-	175 件
受験料受付件数（高3）	-	-	136 件
償還免除申請受付件数 （学年共通）	-	-	532 件

⑬ 進学応援給付金

世田谷区内児童養護施設や養育家庭から大学等に進学する児童に対し、学費の一部を給付する。
（1人年間12万円）

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
対象者数	21 名	18 名	16 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
対象者数	-	-	12 名

⑭ ひきこもり支援【区受託】

世田谷区のひきこもり相談窓口「リンク」を運営し、世田谷区や関係機関（メルクマールセタがや、セタがや若者サポートステーション）と協働し、ひきこもり状態にある方とその家族に寄り添った相談・支援を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
新規相談受付件数	300 件	300 件	300 件
プラン策定件数	20 件	20 件	20 件
重層的支援会議開催回数	12 回	12 回	12 回
8050 支援部会開催回数	2 回	2 回	2 回
個別ケース検討会議開催 回数	6 回	6 回	-
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
新規相談受付件数	-	-	326 件
プラン策定件数	-	-	24 件
重層的支援会議開催回数	-	-	72 回
8050 支援部会開催回数	-	-	2 回
個別ケース検討会議開催 回数	-	-	-

➤ 個別ケース検討会議開催回数は、令和6年度から記載した。

（2）生活福祉資金貸付事務事業【東社協受託】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の償還に伴う問合せなどに対して、情報提供や意見書作成などを確実に行うとともに、家計に関することなどの相談支援の希望が出た場合は、関係機関とも連携して丁寧な支援を行う。

① 生活福祉資金貸付事務事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立に向けて生活福祉資金の貸付事業を行うとともに、世帯が抱える課題について相談支援を行う。

<主な貸付内容>

○教育資金

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料等に必要な費用の貸付

○福祉資金

日常生計は維持されているが、突発的に必要となった葬祭や住居移転等の費用の貸付

○緊急小口資金

一時的に困窮し、緊急な資金を必要とする世帯への貸付

○総合支援資金

生計中心者の失業により生計維持が困難な世帯に対する求職活動中の生活資金の貸付

○不動産担保型生活資金

現在居住する自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対する、不動産を担保とした生活資金の貸付

○要保護世帯不動産担保型生活資金

上記不動産担保型資金に基づく、生活保護世帯向けの貸付

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
福祉資金申請件数	15 件	15 件	80 件
教育支援資金申請件数	65 件	65 件	
緊急小口資金 申請件数	15 件	20 件	20 件
総合支援資金 申請件数	5 件	5 件	5 件
不動産担保型生活資金 申請件数	2 件	2 件	2 件
要保護世帯不動産担保型生活資金 申請件数	2 件	2 件	2 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
福祉資金申請件数	—	—	75 件
教育支援資金申請件数	—		
緊急小口資金 申請件数	—	—	5 件
総合支援資金 申請件数	—	—	—
不動産担保型生活資金 申請件数	—	—	—
要保護世帯不動産担保型生活資金 申請件数	—	—	—

- 福祉資金と教育支援資金の申請件数を明確にするため、令和6年度から件数を分けて計上した。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付

収入減少・不安定就労により生活が安定しない、多重債務があり債務整理を行う可能性がある等の理由により、償還が困難である方に対して償還猶予等の申請を行う。また、猶予期間終了時点における生活状況調査を行い、償還可能かどうかの確認を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
償還猶予意見書作成	90 件	－	－
償還猶予期間終了後意見書作成	40 件	－	－
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
償還猶予意見書作成	－	－	91 件
償還猶予期間終了後意見書作成	－	－	28 件

- 償還猶予意見書作成申請、償還猶予期間終了後意見書作成については、令和5年度から実施している。

2. 貸付金等事業サービス区分

(1) 貸付金事業

① 応急貸付金事業

低所得世帯等において、食費や水道光熱費等、緊急性の高い生活にかかる費用に窮した場合に、自立に向けた相談支援と小口の資金の貸し付けを行う。

➤ 申出により対応するため、計画数値は設定しない。

② 緊急援護金事業

世田谷区在住者の困窮時の援助を目的に、世田谷区と連携して、緊急一時金（小口援護資金）の貸し付けを行い、生活の立て直しに向けた相談支援を行う。

➤ 申出により対応するため、計画数値は設定しない。

Ⅲ. 権利擁護事業拠点区分

1. 成年後見推進事業サービス区分

(1) あんしん事業

高齢者の利用が全体の約8割と多く、知的障害者や精神障害者の利用は合わせて約2割と少ない現状がある。そのため、関係機関や家族会等へ研修の機会等を通じて周知を行い、利用者の拡充を図っている。また、年々相談内容が多様化・複雑化してきているため、専門員（職員）や生活支援員（住民）への研修内容の検討を行い、資質の向上と相談機能の充実を図る。

なお、事業計画は成年後見センター運営計画（令和5年度～令和7年度）を基に作成している。

① あんしん事業（福祉サービス利用援助事業）

専門員、生活支援員が関係機関等と連携し、定期的に自宅を訪問して料金の払い込み等の手続き、福祉サービスの利用援助や書類の預かり等の支援を行う。

判断能力が低下した利用者の権利擁護のため、必要に応じ成年後見制度への移行を支援する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
新規契約件数	40 件	40 件	40 件
年度末契約件数	170 件	170 件	170 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
新規契約件数	－	－	63 件
年度末契約件数	－	－	155 件

② （仮称）あんしん事業利用開始前支援事業【区受託】※新規事業

あんしん事業の利用開始前に必要な日常的金銭管理や書類手続を緊急的に専門員が支援する。

③ あんしん法律相談

高齢者、障害者、またその家族及び支援者等が法的な助言を得られる機会を提供する。コロナ禍での相談は、感染拡大防止を第一に相談のしやすさも考慮して、対面のほか電話相談も取り入れて行う。

○弁護士による無料相談 1 人 30 分（予約制）、第2木曜日午後実施

(2) 成年後見制度利用支援事業

世田谷区において成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、成年後見制度の相談支援の強化や申立の支援を拡充する。関係機関等と連携しながら親族後見人対象のセミナー開催や報告書類作成の支援について周知し、親族後見人等への支援を積極的に取り組んでいく。

なお、本事業計画は世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和6～13年度）（案）及び成年後見センター運営計画（令和5年度～7年度）を基に作成している。

① 成年後見制度の専門相談・支援【区受託】

主に成年後見制度についての相談を受け、住民が安心した生活を送れるよう支援する。また、相談体制を強化し、高齢者等の不安解消に努め、継続相談への対応を図る。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
--	---------	---------	---------

相談件数	1,900 件	1,850 件	1,600 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
相談件数	-	-	2,158 件

② 親族後見人等への支援【区受託】

本人及び親族による申立や、親族後見人による家庭裁判所への定期報告等への支援、相談・助言を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
申立等支援件数	105 件	100 件	95 件
親族後見人継続支援件数	10 件	10 件	10 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
申立等支援件数	-	-	110 件
親族後見人継続支援件数	-	-	7 件

③ 弁護士による専門相談【区受託】

高齢者、障害者、またその家族及び支援者等が法的な助言を得られる機会を提供する。

○弁護士による無料相談 1 人 30 分（予約制）、第1・3 水曜日午後実施

④ 区民成年後見人養成研修の実施【区受託】

住民同士の支えあいを推進する観点から、区民成年後見人を養成し、住民が安心して成年後見制度を利用できるよう人材の確保・育成を図る。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
修了者数	11 名	11 名	11 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
修了者数	-	-	11 名

⑤ 区民成年後見支援員の活動支援【区受託】

区民成年後見人養成研修修了者で、区民成年後見支援員として登録した住民の活動を支援する。

○申立手続き説明会における説明

○地域版成年後見制度相談会における説明

○成年後見制度の普及啓発

○初めて受任する区民成年後見人への相談・助言

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
区民成年後見支援員 登録人数	165 名	165 名	165 名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
区民成年後見支援員 登録人数	-	-	155 名

⑥ 成年後見センター運営委員会【区受託】

住民が適切に成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等を利用できるよう、成年後見センターの取り組み方針について、弁護士、司法書士、医師等の委員と検討する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
開催回数	3回	3回	3回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
開催回数	－	－	3回

⑦ 事例検討委員会【区受託】

区長申立や本人及び親族申立案件について、専門職や世田谷区職員等を委員として成年後見制度に関する事例の検討や後見人候補者の選任を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
開催回数	24回	24回	24回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
開催回数	－	－	24回

⑧ 権利擁護事例検討会【区受託】

高齢者や障害者等、成年後見制度を必要とする方が適切に制度利用につながるよう、事例検討等を通じて、あんしんすこやかセンターや地域障害者相談支援センター等と連携を図る。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
実施回数	2回	2回	2回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
実施回数	－	－	2回

⑨ 成年後見制度地域連携ネットワーク会議の開催【区受託】

区の中核機関として、成年後見制度と関係のある専門職や民生・児童委員、相談支援機関等と連携するネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進に取り組む。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
実施回数	3回	3回	3回
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
実施回数	－	－	3回

⑩ 親族後見人のための成年後見セミナー【区受託】

親族後見人対象のセミナーを開催し、親族後見人の支援を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
実施回数	1回	1回	1回
参加人数	20名	20名	20名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
実施回数	－	－	1回
参加人数	－	－	13名

⑪ 成年後見セミナー【区受託】

住民や事業者を対象に、成年後見制度の仕組みや手続き、成年後見人の役割等に関する講座を行い、成年後見制度の周知と利用促進を図る。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
実施回数	4回	4回	4回
参加人数	120名	100名	160名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
実施回数	－	－	4回
参加人数	－	－	74名

⑫ 老い支度講座 【区受託】

高齢者が不安に感じることの多い相続、遺言、成年後見制度等、老い支度についての講座を実施する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
開催回数	6回	7回	6回
募集人員	300名	200名	180名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
開催回数	－	－	6回
募集人員	－	－	187名

➤ 令和6年度計画の開催回数のうち1回は終活講座（下記⑬）としての実施となる。

⑬ 終活講座 【区受託】

これからの人生をよりよく生きるために、人生の最期を見つめながら亡くなった後に備える終活に関する講座を実施する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
開催回数	1回	－	－
募集人員	100名	－	－
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
開催回数	－	－	－
募集人員	－	－	－

⑭ 区民成年後見人の活動支援 【区受託】

区民成年後見人等の受任者増を目指すとともに、区民成年後見人が安心して後見業務に取り組めるよう、支援を行う。

○区民成年後見人の相談・助言

○社会貢献型後見人にかかる損害保険の加入

○財産の保管に関する貸金庫利用等

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
新規受任件数	17件	17件	17件
年度末受任件数	66件	64件	62件
区民成年後見人等受任者数	61名	61名	58名
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
新規受任件数	－	－	18件
年度末受任件数	－	－	54件

区民成年後見人等受任者数	-	-	46 名
--------------	---	---	------

⑮ 活動報告書の作成【区受託】

成年後見制度の普及啓発・理解促進のため関係機関や支援者向けの広報物を発行する。

(3) 法人による成年後見事業

住民の権利擁護のため、法人後見、後見監督、任意後見契約について積極的に取り組む。成年後見制度利用促進のため、地域や関係機関と連携して講座等を開催する。

なお、本事業計画は成年後見センター運営計画（令和5年度～7年度）を基に作成している。

① 法人による区民後見監督

区民成年後見人による後見業務が適切に行われるよう、家庭裁判所の選任を受け、本会が区民成年後見人の監督を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
新規受任件数	17 件	17 件	17 件
年度末受任件数	66 件	64 件	62 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
新規受任件数	-	-	18 件
年度末受任件数	-	-	54 件

② 法人による成年後見

ア 法人後見

区長申立案件等において、福祉的配慮が必要な方で、本会が成年後見人となることが適切な場合に法人として受任する。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
新規受任件数	15 件	15 件	15 件
年度末受任件数	105 件	105 件	105 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
新規受任件数	-	-	14 件
年度末受任件数	-	-	92 件

イ 任意後見

認知症等により、将来判断や契約ができなくなった時に備え、任意後見人として本会が支援できるよう、公正証書により任意後見契約を締結する。

契約発効前の特約として、訪問見守りか電話見守りかのいずれかによる定期訪問・相談を行う。さらに、希望者には入退院時の支援や葬儀手配等を行う。

	令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
新規契約件数	2 件	3 件	3 件
年度末契約件数	11 件	11 件	10 件
	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
新規契約件数	-	-	1 件

年度末契約件数	-	-	9 件
---------	---	---	-----

③ 区民成年後見人への後見報酬・区民成年後見支援員への活動助成

区民成年後見人、区民成年後見支援員活動の一層の充実と質の向上のため、権利擁護推進基金積立金を活用し、後見活動に対する報酬が得られない区民成年後見人に対する報酬助成や区民成年後見支援員による勉強会等の自主活動にかかる費用の一部を助成する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
後見報酬助成件数	9 件	9 件	9 件
自主活動助成件数	5 件	5 件	5 件
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
後見報酬助成件数	-	-	4 件
自主活動助成件数	-	-	3 件

④ 私のノート（本会発行のエンディングノート）

本会独自のエンディングノート「私のノート」を住民の孤立解消、また安心して老後を過ごすための備えとして 500 円（税抜き）で販売する。

	令和 7 年度計画	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画
販売部数	250 部	200 部	300 部
	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	令和 5 年度実績
販売部数	-	-	315 部

収益事業区分

I. 自動販売機設置事業拠点区分

1. 自動販売機設置事業サービス区分

(1) 自動販売機設置事業

自動販売機の売り上げによる収益金の一部を地域福祉の増進に役立てるために、住民や企業、施設等の協力を得て、地域貢献型の自動販売機の設置を進める。

① 自動販売機設置【拡充】

自動販売機の設置拡大に向け、本会職員各々が業務を通じて関わりのある住民や企業、施設等への周知・PRを念頭に置き、ホームページや広報紙への掲載、チラシの活用等を行うことで、設置台数の増に取り組む。

設置にあたっては、停電時でも飲料を提供できる災害ベンダー機やキャッシュレス機等住民の利便性を向上するよう、設置者の要望を踏まえて、業者と調整する。

また、従来の仕組みとは別に、本会の活動に賛同し、応援いただける企業等と自販機業者が売り上げの一部を本会に寄付する「活動応援自動販売機[※]」の取り組みを実施する。

		令和7年度計画	令和6年度計画	令和5年度計画
自動販売機設置台数		44 台	43 台	41 台
	地域貢献型自販機	43 台	42 台	41 台
	活動応援自販機	1 台	1 台	-
		令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績
自動販売機設置台数		-	-	40 台

[※]活動応援自動販売機とは、自販機業者の取り組みとして、自社と契約を交わす企業等に本会の活動を紹介し、賛同を得た企業等に設置する自販機の売り上げの一部を本会に寄付する仕組みのことをいう。自販機業者からも企業等からの寄付金と同額の寄付を受ける。

世田谷区社会福祉協議会

令和7年度 予 算

法人全体 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘 定 科 目		当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
< 事業活動による収支 >					
< 収入 >					
会費収入		33,069,000	32,500,000	569,000	
社協会費収入		32,582,000	31,681,000	901,000	
利用会員会費収入		487,000	819,000	△332,000	
寄附金収入		9,924,000	8,505,000	1,419,000	
経常経費寄附金収入		9,924,000	8,505,000	1,419,000	
経常経費補助金収入		503,006,000	504,285,000	△1,279,000	
区補助金収入		464,413,000	462,347,000	2,066,000	
その他の補助金収入		474,000	635,000	△161,000	
共同募金配分金収入		38,119,000	41,303,000	△3,184,000	
受託金収入		939,888,000	938,739,000	1,149,000	
区受託金収入		865,489,000	869,480,000	△3,991,000	
東社協受託金収入		74,399,000	69,259,000	5,140,000	
貸付事業収入		695,000	845,000	△150,000	
償還金収入		695,000	845,000	△150,000	
事業収入		90,031,000	86,424,000	3,607,000	
利用料収入		54,218,000	58,696,000	△4,478,000	
資料・図書等頒布収入		110,000	110,000	0	
広告料収入		132,000	132,000	0	
売上金収入		22,521,000	14,436,000	8,085,000	
販売手数料収入		13,050,000	13,050,000	0	
負担金収入		0	795,000	△795,000	
負担金収入		0	795,000	△795,000	
受取利息配当金収入		1,230,000	495,000	735,000	
受取利息配当金収入		1,230,000	495,000	735,000	
その他の収入		663,000	740,000	△77,000	
受入研修費収入		313,000	452,000	△139,000	
受取保険金収入		1,000	1,000	0	
雑収入		349,000	287,000	62,000	
事業活動収入計(1)		1,578,506,000	1,573,328,000	5,178,000	
< 支出 >					
人件費支出		1,174,764,000	1,159,611,000	15,153,000	
役員報酬支出		300,000	300,000	0	
職員給料支出		429,557,000	410,340,000	19,217,000	
職員賞与支出		147,046,000	128,368,000	18,678,000	
非常勤職員給与支出		402,928,000	380,678,000	22,250,000	
派遣職員費支出		28,143,000	32,716,000	△4,573,000	
退職給付支出		16,665,000	64,875,000	△48,210,000	
法定福利費支出		150,125,000	142,334,000	7,791,000	
事業費支出		121,719,000	122,299,000	△580,000	
諸謝金支出		23,153,000	22,517,000	636,000	
旅費交通費支出		3,051,000	3,684,000	△633,000	
消耗器具備品費支出		15,435,000	15,043,000	392,000	
印刷製本費支出		1,605,000	2,563,000	△958,000	
水道光熱費支出		4,658,000	5,003,000	△345,000	
燃料費支出		136,000	133,000	3,000	

法人全体 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘 定 科 目		当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
	修繕費支出	538,000	406,000	132,000	
	通信運搬費支出	15,041,000	12,484,000	2,557,000	
	会議費支出	1,711,000	1,380,000	331,000	
	広報費支出	9,127,000	8,254,000	873,000	
	業務委託費支出	10,707,000	11,367,000	△660,000	
	手数料支出	2,676,000	3,943,000	△1,267,000	
	保険料支出	6,945,000	7,038,000	△93,000	
	賃借料支出	2,042,000	2,420,000	△378,000	
	援護費支出	4,658,000	5,809,000	△1,151,000	
	原材料費支出	8,308,000	4,710,000	3,598,000	
	緊急援護費支出	747,000	1,047,000	△300,000	
	協力会員活動費支出	11,132,000	14,449,000	△3,317,000	
	後見人活動費支出	48,000	48,000	0	
	雑支出	1,000	1,000	0	
	事務費支出	209,475,000	207,922,000	1,553,000	
	福利厚生費支出	4,585,000	4,742,000	△157,000	
	旅費交通費支出	6,364,000	7,260,000	△896,000	
	研修研究費支出	499,000	489,000	10,000	
	事務消耗品費支出	17,484,000	10,571,000	6,913,000	
	印刷製本費支出	8,442,000	10,969,000	△2,527,000	
	水道光熱費支出	4,874,000	5,691,000	△817,000	
	燃料費支出	197,000	178,000	19,000	
	修繕費支出	731,000	893,000	△162,000	
	通信運搬費支出	19,386,000	20,057,000	△671,000	
	会議費支出	119,000	148,000	△29,000	
	広報費支出	742,000	0	742,000	
	業務委託費支出	30,181,000	45,385,000	△15,204,000	
	手数料支出	31,859,000	23,826,000	8,033,000	
	保険料支出	1,137,000	1,387,000	△250,000	
	賃借料支出	6,251,000	13,833,000	△7,582,000	
	土地・建物賃借料支出	24,777,000	33,005,000	△8,228,000	
	租税公課支出	48,346,000	26,352,000	21,994,000	
	保守料支出	260,000	260,000	0	
	渉外費支出	1,487,000	1,235,000	252,000	
	諸会費支出	668,000	616,000	52,000	
	謝礼金支出	1,045,000	974,000	71,000	
	雑支出	41,000	51,000	△10,000	
	貸付事業支出	695,000	845,000	△150,000	
	貸付金支出	695,000	845,000	△150,000	
	助成金支出	100,165,000	98,614,000	1,551,000	
	地域支えあい活動助成金支出	17,312,000	19,202,000	△1,890,000	
	福祉活動団体助成金支出	79,253,000	75,812,000	3,441,000	
	修学費用給付金支出	2,520,000	2,520,000	0	
	区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	1,080,000	0	
	その他の支出	18,000,000	20,000,000	△2,000,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	18,000,000	20,000,000	△2,000,000	
	事業活動支出計(2)	1,624,818,000	1,609,291,000	15,527,000	

法人全体 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘 定 科 目	当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△46,312,000	△35,963,000	△10,349,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	1,427,000	2,630,000	△1,203,000	
車輛運搬具取得支出	282,000	0	282,000	
器具及び備品取得支出	925,000	936,000	△11,000	
ソフトウェア取得支出	220,000	1,694,000	△1,474,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	13,024,000	0	13,024,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	13,024,000	0	13,024,000	
施設整備等支出計(5)	14,451,000	2,630,000	11,821,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△14,451,000	△2,630,000	△11,821,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	73,580,000	81,867,000	△8,287,000	
子ども福祉基金積立資産取崩収入	2,547,000	2,547,000	0	
事業運営積立資産取崩収入	30,000,000	10,561,000	19,439,000	
地域支えあい積立資産取崩収入	2,276,000	1,342,000	934,000	
電算運用積立資産取崩収入	7,632,000	0	7,632,000	
権利擁護推進基金積立資産取崩収入	31,125,000	24,704,000	6,421,000	
退職給付引当資産取崩収入	0	42,713,000	△42,713,000	
事業区分間繰入金収入	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
収益事業区分間繰入金収入	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	68,885,000	△66,338,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	2,547,000	8,547,000	△6,000,000	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	0	54,855,000	△54,855,000	
権利擁護事業拠点区分間繰入金収入	0	5,483,000	△5,483,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	163,937,000	△154,028,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,903,000	△1,994,000	
地域福祉事業サービス区分間繰入金収入	0	122,528,000	△122,528,000	
成年後見推進事業サービス区分間繰入金収入	0	29,506,000	△29,506,000	
その他の活動による収入	3,576,000	0	3,576,000	
差入保証金返還収入	3,576,000	0	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	96,563,000	324,300,000	△227,737,000	
< 支出 >				
積立資産支出	27,057,000	38,184,000	△11,127,000	
事業運営積立資産支出	16,951,000	27,088,000	△10,137,000	
退職給付引当資産支出	10,106,000	11,096,000	△990,000	
事業区分間繰入金支出	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
社会福祉事業区分間繰入金支出	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	68,885,000	△66,338,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	0	58,389,000	△58,389,000	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	2,547,000	2,547,000	0	
権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	0	7,949,000	△7,949,000	
サービス区分間繰入金支出	9,909,000	163,937,000	△154,028,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金支出	7,633,000	75,845,000	△68,212,000	

法人全体 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目		当初予算額	前年度予算額	増減	備考
	地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	2,276,000	58,586,000	△56,310,000	
	成年後見推進事業サービス区分間繰入金支出	0	29,506,000	△29,506,000	
	その他の活動支出計(8)	46,464,000	280,617,000	△234,153,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	50,099,000	43,683,000	6,416,000	
	予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△20,664,000	△4,910,000	△15,754,000	
	前期末支払資金残高(12)	109,029,000	103,158,000	5,871,000	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	88,365,000	98,248,000	△9,883,000	

事業区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

(単位：円)

勘定科目		当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >					
< 収入 >					
会費収入		33,069,000	32,500,000	569,000	
社協会費収入		32,582,000	31,681,000	901,000	
利用会員会費収入		487,000	819,000	△332,000	
寄附金収入		9,924,000	8,505,000	1,419,000	
経常経費寄附金収入		9,924,000	8,505,000	1,419,000	
経常経費補助金収入		503,006,000	504,285,000	△1,279,000	
区補助金収入		464,413,000	462,347,000	2,066,000	
その他の補助金収入		474,000	635,000	△161,000	
共同募金配分金収入		38,119,000	41,303,000	△3,184,000	
受託金収入		939,888,000	938,739,000	1,149,000	
区受託金収入		865,489,000	869,480,000	△3,991,000	
東社協受託金収入		74,399,000	69,259,000	5,140,000	
貸付事業収入		695,000	845,000	△150,000	
償還金収入		695,000	845,000	△150,000	
事業収入		76,981,000	73,374,000	3,607,000	
利用料収入		54,218,000	58,696,000	△4,478,000	
資料・図書等頒布収入		110,000	110,000	0	
広告料収入		132,000	132,000	0	
売上金収入		22,521,000	14,436,000	8,085,000	
負担金収入		0	795,000	△795,000	
負担金収入		0	795,000	△795,000	
受取利息配当金収入		1,230,000	495,000	735,000	
受取利息配当金収入		1,230,000	495,000	735,000	
その他の収入		663,000	740,000	△77,000	
受入研修費収入		313,000	452,000	△139,000	
受取保険金収入		1,000	1,000	0	
雑収入		349,000	287,000	62,000	
事業活動収入計(1)		1,565,456,000	1,560,278,000	5,178,000	
< 支出 >					
人件費支出		1,170,932,000	1,157,800,000	13,132,000	
役員報酬支出		300,000	300,000	0	
職員給料支出		429,557,000	410,340,000	19,217,000	
職員賞与支出		147,046,000	128,368,000	18,678,000	
非常勤職員給与支出		399,639,000	379,123,000	20,516,000	
派遣職員費支出		28,143,000	32,716,000	△4,573,000	
退職給付支出		16,665,000	64,875,000	△48,210,000	
法定福利費支出		149,582,000	142,078,000	7,504,000	
事業費支出		121,177,000	122,299,000	△1,122,000	
諸謝金支出		23,153,000	22,517,000	636,000	
旅費交通費支出		3,051,000	3,684,000	△633,000	
消耗器具備品費支出		15,435,000	15,043,000	392,000	
印刷製本費支出		1,605,000	2,563,000	△958,000	
水道光熱費支出		4,658,000	5,003,000	△345,000	
燃料費支出		136,000	133,000	3,000	
修繕費支出		538,000	406,000	132,000	

事業区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

(単位：円)

勘定科目		当初予算額	前年度予算額	増減	備考
	通信運搬費支出	15,041,000	12,484,000	2,557,000	
	会議費支出	1,711,000	1,380,000	331,000	
	広報費支出	9,127,000	8,254,000	873,000	
	業務委託費支出	10,165,000	11,367,000	△1,202,000	
	手数料支出	2,676,000	3,943,000	△1,267,000	
	保険料支出	6,945,000	7,038,000	△93,000	
	賃借料支出	2,042,000	2,420,000	△378,000	
	援護費支出	4,658,000	5,809,000	△1,151,000	
	原材料費支出	8,308,000	4,710,000	3,598,000	
	緊急援護費支出	747,000	1,047,000	△300,000	
	協力会員活動費支出	11,132,000	14,449,000	△3,317,000	
	後見人活動費支出	48,000	48,000	0	
	雑支出	1,000	1,000	0	
	事務費支出	208,254,000	206,874,000	1,380,000	
	福利厚生費支出	4,479,000	4,742,000	△263,000	
	旅費交通費支出	6,364,000	7,260,000	△896,000	
	研修研究費支出	499,000	489,000	10,000	
	事務消耗品費支出	17,452,000	10,555,000	6,897,000	
	印刷製本費支出	8,423,000	10,963,000	△2,540,000	
	水道光熱費支出	4,839,000	5,674,000	△835,000	
	燃料費支出	197,000	178,000	19,000	
	修繕費支出	730,000	892,000	△162,000	
	通信運搬費支出	19,352,000	20,037,000	△685,000	
	会議費支出	119,000	148,000	△29,000	
	広報費支出	742,000	0	742,000	
	業務委託費支出	30,131,000	45,352,000	△15,221,000	
	手数料支出	31,798,000	23,796,000	8,002,000	
	保険料支出	1,137,000	1,387,000	△250,000	
	賃借料支出	6,233,000	13,819,000	△7,586,000	
	土地・建物賃借料支出	24,777,000	33,005,000	△8,228,000	
	租税公課支出	47,481,000	25,441,000	22,040,000	
	保守料支出	260,000	260,000	0	
	渉外費支出	1,487,000	1,235,000	252,000	
	諸会費支出	668,000	616,000	52,000	
	謝礼金支出	1,045,000	974,000	71,000	
	雑支出	41,000	51,000	△10,000	
	貸付事業支出	695,000	845,000	△150,000	
	貸付金支出	695,000	845,000	△150,000	
	助成金支出	100,165,000	98,614,000	1,551,000	
	地域支援あい活動助成金支出	17,312,000	19,202,000	△1,890,000	
	福祉活動団体助成金支出	79,253,000	75,812,000	3,441,000	
	修学費用給付金支出	2,520,000	2,520,000	0	
	区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	1,080,000	0	
	その他の支出	17,496,000	19,420,000	△1,924,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	17,496,000	19,420,000	△1,924,000	
	事業活動支出計(2)	1,618,719,000	1,605,852,000	12,867,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△53,263,000	△45,574,000	△7,689,000	

事業区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
固定資産取得支出	1,427,000	2,630,000	△1,203,000	
車輛運搬具取得支出	282,000	0	282,000	
器具及び備品取得支出	925,000	936,000	△11,000	
ソフトウェア取得支出	220,000	1,694,000	△1,474,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	13,024,000	0	13,024,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	13,024,000	0	13,024,000	
施設整備等支出計(5)	14,451,000	2,630,000	11,821,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△14,451,000	△2,630,000	△11,821,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
積立資産取崩収入	73,580,000	81,867,000	△8,287,000	
子ども福祉基金積立資産取崩収入	2,547,000	2,547,000	0	
事業運営積立資産取崩収入	30,000,000	10,561,000	19,439,000	
地域支えあい積立資産取崩収入	2,276,000	1,342,000	934,000	
電算運用積立資産取崩収入	7,632,000	0	7,632,000	
権利擁護推進基金積立資産取崩収入	31,125,000	24,704,000	6,421,000	
退職給付引当資産取崩収入	0	42,713,000	△42,713,000	
事業区分間繰入金収入	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
収益事業区分間繰入金収入	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
拠点区分間繰入金収入	2,547,000	68,885,000	△66,338,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	2,547,000	8,547,000	△6,000,000	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	0	54,855,000	△54,855,000	
権利擁護事業拠点区分間繰入金収入	0	5,483,000	△5,483,000	
サービス区分間繰入金収入	9,909,000	163,937,000	△154,028,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,903,000	△1,994,000	
地域福祉事業サービス区分間繰入金収入	0	122,528,000	△122,528,000	
成年後見推進事業サービス区分間繰入金収入	0	29,506,000	△29,506,000	
その他の活動による収入	3,576,000	0	3,576,000	
差入保証金返還収入	3,576,000	0	3,576,000	
その他の活動収入計(7)	96,563,000	324,300,000	△227,737,000	
< 支出 >				
積立資産支出	27,057,000	38,184,000	△11,127,000	
事業運営積立資産支出	16,951,000	27,088,000	△10,137,000	
退職給付引当資産支出	10,106,000	11,096,000	△990,000	
拠点区分間繰入金支出	2,547,000	68,885,000	△66,338,000	
地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	0	58,389,000	△58,389,000	
生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	2,547,000	2,547,000	0	
権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	0	7,949,000	△7,949,000	
サービス区分間繰入金支出	9,909,000	163,937,000	△154,028,000	
法人運営事業サービス区分間繰入金支出	7,633,000	75,845,000	△68,212,000	
地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	2,276,000	58,586,000	△56,310,000	
成年後見推進事業サービス区分間繰入金支出	0	29,506,000	△29,506,000	
その他の活動支出計(8)	39,513,000	271,006,000	△231,493,000	

事業区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	57,050,000	53,294,000	3,756,000	
予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△20,664,000	△4,910,000	△15,754,000	
前期末支払資金残高(12)	109,029,000	103,158,000	5,871,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	88,365,000	98,248,000	△9,883,000	

事業区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	13,050,000	13,050,000	0	
販売手数料収入	13,050,000	13,050,000	0	
事業活動収入計(1)	13,050,000	13,050,000	0	
< 支出 >				
人件費支出	3,832,000	1,811,000	2,021,000	
非常勤職員給与支出	3,289,000	1,555,000	1,734,000	
法定福利費支出	543,000	256,000	287,000	
事業費支出	542,000	0	542,000	
業務委託費支出	542,000	0	542,000	
事務費支出	1,221,000	1,048,000	173,000	
福利厚生費支出	106,000	0	106,000	
事務消耗品費支出	32,000	16,000	16,000	
印刷製本費支出	19,000	6,000	13,000	
水道光熱費支出	35,000	17,000	18,000	
修繕費支出	1,000	1,000	0	
通信運搬費支出	34,000	20,000	14,000	
業務委託費支出	50,000	33,000	17,000	
手数料支出	61,000	30,000	31,000	
賃借料支出	18,000	14,000	4,000	
租税公課支出	865,000	911,000	△46,000	
その他の支出	504,000	580,000	△76,000	
法人税、住民税及び事業税支出	504,000	580,000	△76,000	
事業活動支出計(2)	6,099,000	3,439,000	2,660,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
社会福祉事業区分間繰入金支出	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
その他の活動支出計(8)	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△6,951,000	△9,611,000	2,660,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘 定 科 目		当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
< 事業活動による収支 >					
< 収入 >					
会費収入		30,928,000	30,971,000	△43,000	
社協会費収入		30,441,000	30,152,000	289,000	
利用会員会費収入		487,000	819,000	△332,000	
寄附金収入		7,373,000	6,664,000	709,000	
経常経費寄附金収入		7,373,000	6,664,000	709,000	
経常経費補助金収入		461,933,000	464,231,000	△2,298,000	
区補助金収入		423,540,000	422,393,000	1,147,000	
その他の補助金収入		474,000	635,000	△161,000	
共同募金配分金収入		37,919,000	41,203,000	△3,284,000	
受託金収入		511,482,000	505,039,000	6,443,000	
区受託金収入		511,457,000	505,014,000	6,443,000	
東社協受託金収入		25,000	25,000	0	
事業収入		35,013,000	31,758,000	3,255,000	
利用料収入		12,360,000	17,190,000	△4,830,000	
広告料収入		132,000	132,000	0	
売上金収入		22,521,000	14,436,000	8,085,000	
負担金収入		0	795,000	△795,000	
負担金収入		0	795,000	△795,000	
受取利息配当金収入		1,230,000	495,000	735,000	
受取利息配当金収入		1,230,000	495,000	735,000	
その他の収入		663,000	740,000	△77,000	
受入研修費収入		313,000	452,000	△139,000	
受取保険金収入		1,000	1,000	0	
雑収入		349,000	287,000	62,000	
事業活動収入計(1)		1,048,622,000	1,040,693,000	7,929,000	
< 支出 >					
人件費支出		782,706,000	802,153,000	△19,447,000	
役員報酬支出		300,000	300,000	0	
職員給料支出		322,507,000	320,663,000	1,844,000	
職員賞与支出		109,907,000	99,481,000	10,426,000	
非常勤職員給与支出		231,087,000	216,983,000	14,104,000	
派遣職員費支出		653,000	449,000	204,000	
退職給付支出		16,665,000	64,875,000	△48,210,000	
法定福利費支出		101,587,000	99,402,000	2,185,000	
事業費支出		84,927,000	86,053,000	△1,126,000	
諸謝金支出		2,827,000	3,204,000	△377,000	
旅費交通費支出		709,000	1,113,000	△404,000	
消耗器具備品費支出		12,712,000	12,048,000	664,000	
印刷製本費支出		1,567,000	2,530,000	△963,000	
水道光熱費支出		4,658,000	5,003,000	△345,000	
燃料費支出		114,000	113,000	1,000	
修繕費支出		538,000	406,000	132,000	
通信運搬費支出		12,487,000	10,256,000	2,231,000	
会議費支出		920,000	834,000	86,000	
広報費支出		8,091,000	7,840,000	251,000	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘 定 科 目		当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
	業務委託費支出	8,215,000	7,973,000	242,000	
	手数料支出	2,439,000	3,516,000	△1,077,000	
	保険料支出	4,888,000	4,984,000	△96,000	
	賃借料支出	491,000	792,000	△301,000	
	援護費支出	4,658,000	5,809,000	△1,151,000	
	原材料費支出	7,930,000	4,332,000	3,598,000	
	緊急援護費支出	550,000	850,000	△300,000	
	協力会員活動費支出	11,132,000	14,449,000	△3,317,000	
	雑支出	1,000	1,000	0	
	事務費支出	123,795,000	117,831,000	5,964,000	
	福利厚生費支出	3,049,000	3,353,000	△304,000	
	旅費交通費支出	3,401,000	4,300,000	△899,000	
	研修研究費支出	440,000	435,000	5,000	
	事務消耗品費支出	3,783,000	5,032,000	△1,249,000	
	印刷製本費支出	4,830,000	7,227,000	△2,397,000	
	水道光熱費支出	3,875,000	4,017,000	△142,000	
	燃料費支出	197,000	178,000	19,000	
	修繕費支出	347,000	511,000	△164,000	
	通信運搬費支出	9,112,000	9,973,000	△861,000	
	会議費支出	118,000	147,000	△29,000	
	業務委託費支出	21,776,000	27,775,000	△5,999,000	
	手数料支出	19,521,000	13,148,000	6,373,000	
	保険料支出	1,137,000	1,363,000	△226,000	
	賃借料支出	4,767,000	7,898,000	△3,131,000	
	土地・建物賃借料支出	22,556,000	22,252,000	304,000	
	租税公課支出	21,627,000	7,334,000	14,293,000	
	保守料支出	154,000	154,000	0	
	渉外費支出	1,487,000	1,235,000	252,000	
	諸会費支出	659,000	608,000	51,000	
	謝礼金支出	918,000	850,000	68,000	
	雑支出	41,000	41,000	0	
	助成金支出	96,490,000	94,939,000	1,551,000	
	地域支援あい活動助成金支出	17,312,000	19,202,000	△1,890,000	
	福祉活動団体助成金支出	79,178,000	75,737,000	3,441,000	
	その他の支出	10,116,000	11,640,000	△1,524,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	10,116,000	11,640,000	△1,524,000	
	事業活動支出計(2)	1,098,034,000	1,112,616,000	△14,582,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△49,412,000	△71,923,000	22,511,000	
< 施設整備等による収支 >					
	< 収入 >				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	< 支出 >				
	固定資産取得支出	1,427,000	1,419,000	8,000	
	車輛運搬具取得支出	282,000	0	282,000	
	器具及び備品取得支出	925,000	0	925,000	
	ソフトウェア取得支出	220,000	1,419,000	△1,199,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	10,759,000	0	10,759,000	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：地域福祉推進事業

(単位：円)

勘定科目		当初予算額	前年度予算額	増減	備考
	ファイナンス・リース債務の返済支出	10,759,000	0	10,759,000	
	施設整備等支出計(5)	12,186,000	1,419,000	10,767,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△12,186,000	△1,419,000	△10,767,000	
< その他の活動による収支 >					
< 収入 >					
	積立資産取崩収入	42,455,000	57,163,000	△14,708,000	
	子ども福祉基金積立資産取崩収入	2,547,000	2,547,000	0	
	事業運営積立資産取崩収入	30,000,000	10,561,000	19,439,000	
	地域支えあい積立資産取崩収入	2,276,000	1,342,000	934,000	
	電算運用積立資産取崩収入	7,632,000	0	7,632,000	
	退職給付引当資産取崩収入	0	42,713,000	△42,713,000	
	事業区分間繰入金収入	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
	収益事業区分間繰入金収入	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
	拠点区分間繰入金収入	0	58,389,000	△58,389,000	
	生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	0	52,906,000	△52,906,000	
	権利擁護事業拠点区分間繰入金収入	0	5,483,000	△5,483,000	
	サービス区分間繰入金収入	9,909,000	134,431,000	△124,522,000	
	法人運営事業サービス区分間繰入金収入	9,909,000	11,903,000	△1,994,000	
	地域福祉事業サービス区分間繰入金収入	0	122,528,000	△122,528,000	
	その他の活動収入計(7)	59,315,000	259,594,000	△200,279,000	
< 支出 >					
	積立資産支出	27,057,000	38,184,000	△11,127,000	
	事業運営積立資産支出	16,951,000	27,088,000	△10,137,000	
	退職給付引当資産支出	10,106,000	11,096,000	△990,000	
	拠点区分間繰入金支出	2,547,000	8,547,000	△6,000,000	
	生活自立支援事業拠点区分間繰入金支出	2,547,000	2,547,000	0	
	権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	0	6,000,000	△6,000,000	
	サービス区分間繰入金支出	9,909,000	134,431,000	△124,522,000	
	法人運営事業サービス区分間繰入金支出	7,633,000	75,845,000	△68,212,000	
	地域福祉事業サービス区分間繰入金支出	2,276,000	58,586,000	△56,310,000	
	その他の活動支出計(8)	39,513,000	181,162,000	△141,649,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	19,802,000	78,432,000	△58,630,000	
	予備費支出(10)	10,000,000	10,000,000	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△51,796,000	△4,910,000	△46,886,000	
	前期末支払資金残高(12)	109,029,000	103,158,000	5,871,000	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	57,233,000	98,248,000	△41,015,000	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	245,000	237,000	8,000	
社協会費収入	245,000	237,000	8,000	
寄附金収入	200,000	308,000	△108,000	
経常経費寄附金収入	200,000	308,000	△108,000	
経常経費補助金収入	13,607,000	12,864,000	743,000	
区補助金収入	13,407,000	12,764,000	643,000	
共同募金配分金収入	200,000	100,000	100,000	
受託金収入	322,532,000	341,279,000	△18,747,000	
区受託金収入	273,583,000	292,470,000	△18,887,000	
東社協受託金収入	48,949,000	48,809,000	140,000	
貸付事業収入	695,000	845,000	△150,000	
償還金収入	695,000	845,000	△150,000	
事業活動収入計(1)	337,279,000	355,533,000	△18,254,000	
< 支出 >				
人件費支出	217,629,000	201,147,000	16,482,000	
職員給料支出	65,413,000	53,879,000	11,534,000	
職員賞与支出	22,012,000	17,569,000	4,443,000	
非常勤職員給与支出	76,745,000	74,770,000	1,975,000	
派遣職員費支出	27,490,000	32,267,000	△4,777,000	
法定福利費支出	25,969,000	22,662,000	3,307,000	
事業費支出	21,003,000	22,581,000	△1,578,000	
諸謝金支出	11,190,000	11,688,000	△498,000	
旅費交通費支出	2,271,000	2,502,000	△231,000	
消耗器具備品費支出	2,509,000	2,799,000	△290,000	
印刷製本費支出	1,000	0	1,000	
燃料費支出	22,000	20,000	2,000	
通信運搬費支出	989,000	925,000	64,000	
会議費支出	783,000	537,000	246,000	
業務委託費支出	1,026,000	1,480,000	△454,000	
手数料支出	119,000	107,000	12,000	
保険料支出	461,000	468,000	△7,000	
賃借料支出	1,057,000	1,480,000	△423,000	
原材料費支出	378,000	378,000	0	
緊急援護費支出	197,000	197,000	0	
事務費支出	62,250,000	68,516,000	△6,266,000	
福利厚生費支出	749,000	749,000	0	
旅費交通費支出	2,332,000	2,344,000	△12,000	
研修研究費支出	50,000	50,000	0	
事務消耗品費支出	11,918,000	4,064,000	7,854,000	
印刷製本費支出	3,090,000	3,444,000	△354,000	
水道光熱費支出	50,000	768,000	△718,000	
修繕費支出	345,000	345,000	0	
通信運搬費支出	9,336,000	9,226,000	110,000	
広報費支出	600,000	0	600,000	
業務委託費支出	6,774,000	15,904,000	△9,130,000	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：生活自立支援事業

(単位：円)

勘 定 科 目		当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
	手数料支出	5,935,000	6,328,000	△393,000	
	保険料支出	0	24,000	△24,000	
	賃借料支出	908,000	4,237,000	△3,329,000	
	土地・建物賃借料支出	2,221,000	10,753,000	△8,532,000	
	租税公課支出	17,827,000	10,156,000	7,671,000	
	保守料支出	106,000	106,000	0	
	諸会費支出	9,000	8,000	1,000	
	雑支出	0	10,000	△10,000	
	貸付事業支出	695,000	845,000	△150,000	
	貸付金支出	695,000	845,000	△150,000	
	助成金支出	2,520,000	2,520,000	0	
	修学費用給付金支出	2,520,000	2,520,000	0	
	その他の支出	6,426,000	6,680,000	△254,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	6,426,000	6,680,000	△254,000	
	事業活動支出計(2)	310,523,000	302,289,000	8,234,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		26,756,000	53,244,000	△26,488,000	
< 施設整備等による収支 >					
< 収入 >					
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >					
	固定資産取得支出	0	936,000	△936,000	
	器具及び備品取得支出	0	936,000	△936,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,747,000	0	1,747,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,747,000	0	1,747,000	
	施設整備等支出計(5)	1,747,000	936,000	811,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△1,747,000	△936,000	△811,000	
< その他の活動による収支 >					
< 収入 >					
	拠点区分間繰入金収入	2,547,000	2,547,000	0	
	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	2,547,000	2,547,000	0	
	その他の活動による収入	3,576,000	0	3,576,000	
	差入保証金返還収入	3,576,000	0	3,576,000	
	その他の活動収入計(7)	6,123,000	2,547,000	3,576,000	
< 支出 >					
	拠点区分間繰入金支出	0	54,855,000	△54,855,000	
	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	0	52,906,000	△52,906,000	
	権利擁護事業拠点区分間繰入金支出	0	1,949,000	△1,949,000	
	その他の活動支出計(8)	0	54,855,000	△54,855,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		6,123,000	△52,308,000	58,431,000	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		31,132,000	0	31,132,000	
前期末支払資金残高(12)		0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		31,132,000	0	31,132,000	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘定科目		当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >					
< 収入 >					
会費収入		1,896,000	1,292,000	604,000	
社協会費収入		1,896,000	1,292,000	604,000	
寄附金収入		2,351,000	1,533,000	818,000	
経常経費寄附金収入		2,351,000	1,533,000	818,000	
経常経費補助金収入		27,466,000	27,190,000	276,000	
区補助金収入		27,466,000	27,190,000	276,000	
受託金収入		105,874,000	92,421,000	13,453,000	
区受託金収入		80,449,000	71,996,000	8,453,000	
東社協受託金収入		25,425,000	20,425,000	5,000,000	
事業収入		41,968,000	41,616,000	352,000	
利用料収入		41,858,000	41,506,000	352,000	
資料・図書等頒布収入		110,000	110,000	0	
事業活動収入計(1)		179,555,000	164,052,000	15,503,000	
< 支出 >					
人件費支出		170,597,000	154,500,000	16,097,000	
職員給料支出		41,637,000	35,798,000	5,839,000	
職員賞与支出		15,127,000	11,318,000	3,809,000	
非常勤職員給与支出		91,807,000	87,370,000	4,437,000	
法定福利費支出		22,026,000	20,014,000	2,012,000	
事業費支出		15,247,000	13,665,000	1,582,000	
諸謝金支出		9,136,000	7,625,000	1,511,000	
旅費交通費支出		71,000	69,000	2,000	
消耗器具備品費支出		214,000	196,000	18,000	
印刷製本費支出		37,000	33,000	4,000	
通信運搬費支出		1,565,000	1,303,000	262,000	
会議費支出		8,000	9,000	△1,000	
広報費支出		1,036,000	414,000	622,000	
業務委託費支出		924,000	1,914,000	△990,000	
手数料支出		118,000	320,000	△202,000	
保険料支出		1,596,000	1,586,000	10,000	
賃借料支出		494,000	148,000	346,000	
後見人活動費支出		48,000	48,000	0	
事務費支出		22,209,000	20,527,000	1,682,000	
福利厚生費支出		681,000	640,000	41,000	
旅費交通費支出		631,000	616,000	15,000	
研修研究費支出		9,000	4,000	5,000	
事務消耗品費支出		1,751,000	1,459,000	292,000	
印刷製本費支出		503,000	292,000	211,000	
水道光熱費支出		914,000	889,000	25,000	
修繕費支出		38,000	36,000	2,000	
通信運搬費支出		904,000	838,000	66,000	
会議費支出		1,000	1,000	0	
広報費支出		142,000	0	142,000	
業務委託費支出		1,581,000	1,673,000	△92,000	
手数料支出		6,342,000	4,320,000	2,022,000	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：社会福祉

拠点：権利擁護事業

(単位：円)

勘 定 科 目		当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
	賃借料支出	558,000	1,684,000	△1,126,000	
	租税公課支出	8,027,000	7,951,000	76,000	
	謝礼金支出	127,000	124,000	3,000	
	助成金支出	1,155,000	1,155,000	0	
	福祉活動団体助成金支出	75,000	75,000	0	
	区民後見人活動報酬助成金支出	1,080,000	1,080,000	0	
	その他の支出	954,000	1,100,000	△146,000	
	法人税、住民税及び事業税支出	954,000	1,100,000	△146,000	
	事業活動支出計(2)	210,162,000	190,947,000	19,215,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△30,607,000	△26,895,000	△3,712,000	
< 施設整備等による収支 >					
< 収入 >					
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >					
	固定資産取得支出	0	275,000	△275,000	
	ソフトウェア取得支出	0	275,000	△275,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	518,000	0	518,000	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	518,000	0	518,000	
	施設整備等支出計(5)	518,000	275,000	243,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△518,000	△275,000	△243,000	
< その他の活動による収支 >					
< 収入 >					
	積立資産取崩収入	31,125,000	24,704,000	6,421,000	
	権利擁護推進基金積立資産取崩収入	31,125,000	24,704,000	6,421,000	
	拠点区分間繰入金収入	0	7,949,000	△7,949,000	
	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金収入	0	6,000,000	△6,000,000	
	生活自立支援事業拠点区分間繰入金収入	0	1,949,000	△1,949,000	
	サービス区分間繰入金収入	0	29,506,000	△29,506,000	
	成年後見推進事業サービス区分間繰入金収入	0	29,506,000	△29,506,000	
	その他の活動収入計(7)	31,125,000	62,159,000	△31,034,000	
< 支出 >					
	拠点区分間繰入金支出	0	5,483,000	△5,483,000	
	地域福祉推進事業拠点区分間繰入金支出	0	5,483,000	△5,483,000	
	サービス区分間繰入金支出	0	29,506,000	△29,506,000	
	成年後見推進事業サービス区分間繰入金支出	0	29,506,000	△29,506,000	
	その他の活動支出計(8)	0	34,989,000	△34,989,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		31,125,000	27,170,000	3,955,000	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	
前期末支払資金残高(12)		0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0	

拠点区分別 資金収支予算書

令和7年4月

法人：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

事業：収益

拠点：自動販売機設置事業

(単位：円)

勘 定 科 目	当初予算額	前年度予算額	増減	備 考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	13,050,000	13,050,000	0	
販売手数料収入	13,050,000	13,050,000	0	
事業活動収入計(1)	13,050,000	13,050,000	0	
< 支出 >				
人件費支出	3,832,000	1,811,000	2,021,000	
非常勤職員給与支出	3,289,000	1,555,000	1,734,000	
法定福利費支出	543,000	256,000	287,000	
事業費支出	542,000	0	542,000	
業務委託費支出	542,000	0	542,000	
事務費支出	1,221,000	1,048,000	173,000	
福利厚生費支出	106,000	0	106,000	
事務消耗品費支出	32,000	16,000	16,000	
印刷製本費支出	19,000	6,000	13,000	
水道光熱費支出	35,000	17,000	18,000	
修繕費支出	1,000	1,000	0	
通信運搬費支出	34,000	20,000	14,000	
業務委託費支出	50,000	33,000	17,000	
手数料支出	61,000	30,000	31,000	
賃借料支出	18,000	14,000	4,000	
租税公課支出	865,000	911,000	△46,000	
その他の支出	504,000	580,000	△76,000	
法人税、住民税及び事業税支出	504,000	580,000	△76,000	
事業活動支出計(2)	6,099,000	3,439,000	2,660,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
社会福祉事業区分間繰入金支出	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
その他の活動支出計(8)	6,951,000	9,611,000	△2,660,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△6,951,000	△9,611,000	2,660,000	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

令和7年3月25日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正

1 主な改正内容

- ・理事及び監事の報酬について明確化する。(理事は無給とし、監事の報酬は要件ごとに1日の報酬額を設定し、年間総額の範囲で支給する。)

2 施行年月日

令和7年4月1日

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

現 行	改正案	説 明
(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。 (定義) 第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。 (1) 報酬の場合 ア 監事（財務及び会計、経理の経験を有する者。以下、「会計担当監事」という。） (2) 費用弁償の場合 ア 理事 イ 監事 ウ 評議員 エ その他、会長が認める者 (報酬) 第3条 会計担当監事が、決算監査等を行うに際して、会計の専門的かつ一定の実務的負担が必要と判断した場合、1回につき、5万円を超えない範囲内において、報酬を支給する。 2 第2条第1号の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。 3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。 (費用弁償額) 第4条 役員等が会長又は会議の主宰者の招集により、理事会、評議員会、会議、に出席、その他の勤務を行う（以下、「会議等」という。）ため旅行した場合に、費用弁償を支給する。 2 費用弁償の額は、1回2,000円とする。	(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。 (定義) 第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。 (1) 理事 (2) 監事 (3) 評議員 (4) その他、会長が認める者 (報酬) 第3条 理事の報酬は、これを支弁しない。 2 監事の報酬は、別表に定める年度総額の範囲で同表に基づき支給する。 3 前項に定める報酬については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。 (費用弁償額) 第4条 役員等が会長又は会議の主宰者の招集により、理事会、評議員会、会議、に出席、その他の勤務を行う（以下、「会議等」という。）ため旅行した場合に、費用弁償を支給する。 2 費用弁償の額は、1回2,000円とする。ただし、会議等が、同	文章整理 理事及び監事の報酬を明確化した。 文章整理

現 行	改正案	説 明								
3 <u>ただし、会議等が、同日、同一の場所において2回以上開催された場合は、いずれか1回の会議等についてのみ費用弁償を支給する。</u> 4 <u>役員等において、他の常勤の職務と兼務している役員に対しては、費用弁償は行わない。</u> (委 任) 第5条 この規程の実施上必要な事項は、会長が別に定める。	日、同一の場所において2回以上行われた場合は、いずれか1回の会議等についてのみ費用弁償を支給する。 3 <u>役員等において、他の常勤の職務と兼務している役員に対しては、費用弁償は支給しない。</u> (委 任) 第5条 この規程の実施上必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 (令和7年3月25日改正) <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u> (別表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 件</th><th>報酬日額 (1人当たり)</th><th>年度総額 (合計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算監査等の専門実務</td><td>50,000 円</td><td rowspan="2">500,000 円</td></tr> <tr> <td>定款第22条第2項に基づく調査</td><td>10,000 円</td></tr> </tbody> </table>	要 件	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (合計)	決算監査等の専門実務	50,000 円	500,000 円	定款第22条第2項に基づく調査	10,000 円	監事の報酬について明確化した。
要 件	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (合計)								
決算監査等の専門実務	50,000 円	500,000 円								
定款第22条第2項に基づく調査	10,000 円									

報 告 事 項

令和 7 年 3 月 2 5 日

第 4 次世田谷区地域福祉活動計画の策定について

令和 6 年度第 3 回理事会において決議された第 4 次世田谷区地域福祉活動計画について、別紙のとおり報告する。

また、策定委員会での議論を踏まえて、本計画より計画の名称を変更する。

記

1. 策定委員会について【P.92・93】

期間：令和 5 年 7 月 2 0 日～令和 7 年 1 月 3 1 日

開催：全 6 回（対面 2・オンライン 4）

体制：策定委員会委員名簿のとおり【P.93】

2. 第 4 次計画の構成と特徴について

（1）構成【P.7】

1 章：第 3 次計画・第 3 次計画（改定計画）の総括

2 章：本計画で設定した地域課題（6 つの共通課題）

3 章：計画体系（「みんなで乗り越える課題」と「みんなで取り組む活動方針」）

4 章：法人事業と取り組みの方針

5 章：地区住民活動計画

（2）特徴

① 社協事業の活動者向けにアンケートを実施し、課題を整理【P.19】

② 「みんな」というキーワードの活用【P.33】

③ 地区住民活動計画の策定【P.53】

3. 今後の予定

3 月末日 計画書の完成（納品）

4 月以降 各地区社協総会等で配付

事務局・担当/連携推進課 山本 遠藤 三浦

令和7年3月25日

総 務 課

予算の流用について

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会経理規程第19条に基づき、予算の流用を行ったため、その内容を報告する。

1. 内容及び金額

別紙のとおり

福祉推進事業拠点区分

法人運営事業サービス区分

事務費支出	業務委託費支出	35,000	事務費支出	謝礼金支出	35,000	役員研修開催が今年度にはいり決定 め予算未計上
事務費支出	修繕費支出	3,000	事務費支出	保険料支出	3,000	自動車保険、保険料値上がりによる
人件費支出	職員給料支出	849,000	人件費支出	派遣職員費支出	849,000	地域活動が回復し業務量増加により 約期間を2月まで継続することによる
事務費支出	業務委託費支出	51,000	事務費支出	諸会費支出	51,000	職員数増加に伴う分担金増などによる
事業費支出	広報費支出	9,000	事業費支出	手数料支出	9,000	ココロイラストを管理するイラスト Illustratorの料金値上げによる
事務費支出	業務委託費支出	72,000	事務費支出	事務消耗品費支出	72,000	調整係1名増員に伴う什器費用による

地域福祉事業サービス区分		
--------------	--	--

助成金支出	福祉活動団体助成金支出	170,000	事業費支出	業務委託費支出	170,000	今年度に実施が決定した北沢地域福祉修会経費の予算未計上による
事業費支出	諸謝金支出	64,000	事業費支出	賃借料支出	64,000	地域福祉推進大会における施設利用による（付帯設備）
事業費支出	消耗器具備品費支出	24,000	事務費支出	修繕費支出	24,000	車検のところ点検で予算計上したところ
事業費支出	消耗器具備品費支出	92,000	事業費支出	業務委託費支出	92,000	推進大会において展示パネルレンタル業務委託したことによる
事業費支出	業務委託費支出	425,000	事業費支出	原材料費支出	425,000	福祉喫茶3店舗の来客数増と社会的責任による
事務費支出	謝礼金支出	33,000	事務費支出	手数料支出	33,000	地域社協課用zoomアカウント年額料予算計上漏れによる
事業費支出	消耗器具備品費支出	30,000	事業費支出	手数料支出	30,000	喫茶どんぐりの冷凍スッパを故障のえたことによる廃棄手数料の不足
事業費支出	消耗器具備品費支出	7,000	事業費支出	手数料支出	7,000	ZOOMライセンス料金値上がりによるの不足
事業費支出	消耗器具備品費支出	1,000	事業費支出	雑支出	1,000	福祉喫茶どんぐりにおける売上金不足の補填分
事務費支出	賃借料支出	370,000	ファイナンス・リース債務の返済支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	370,000	パソコンリース代金の計上科目違い
事務費支出	賃借料支出	1,123,000	事務費支出	業務委託費支出	1,123,000	PC環境統一の為に先行して入替えたPCをWindows10から11に切替えるため
事務費支出	賃借料支出	364,000	事務費支出	手数料支出	364,000	今年度入替PCのMicrosoft365に買い替えライセンス利用料が生じることによる
事務費支出	賃借料支出	26,000	事務費支出	手数料支出	489,000	地区から本部サーバへのアクセス時のセキュリティ強化を現サービスのサポート終了に伴い変更したことによる
事務費支出	事務消耗品費支出	334,000				
事務費支出	謝礼金支出	129,000				
事務費支出	業務委託費支出	25,000	その他の活動による支出	差入保証金支出	25,000	世田谷地域、駐車場の新規契約に伴いが必要になったことによる
事業費支出	消耗器具備品費支出	6,000	事業費支出	会議費支出	6,000	地域福祉推進大会出演者数が予定より増えたことによる
事務費支出	業務委託費支出	28,000	事務費支出	手数料支出	28,000	世田谷地域、駐車場の新規契約に伴い手数料が必要になったことによる
事務費支出	業務委託費支出	2,000	事務費支出	租税公課支出	2,000	世田谷、駐車場の新規契約に伴い会費等取得に手数料が必要なことによる
事務費支出	業務委託費支出	26,000	事務費支出	土地・建物賃借料支出	26,000	世田谷地域、駐車場の新規契約に伴い礼金、前家賃が必要になったことによる
事業費支出	諸謝金支出	13,000	事業費支出	通信運搬費支出	13,000	子育て支援講座を区内の子育て支援センターに周知する必要が生じたことによる
事業費支出	消耗器具備品費支出	1,000	事業費支出	保険料支出	1,000	砧地区協議体「みんなの子育て広場」実施に伴う保険料の計上漏れによる
事業費支出	諸謝金支出	4,000	事業費支出	広報費支出	4,000	砧地域地区活動入門講座における広報不足による
事務費支出	事務消耗品費支出	9,000	事業費支出	雑支出	22,000	ふれあいサービス活動中の物品破損、交換にかかる保険対象外の費用が負担することによる
事務費支出	会議費支出	5,000				
事務費支出	事務消耗品費支出	8,000				
事務費支出	業務委託費支出	40,000	事務費支出	土地・建物賃借料支出	40,000	北沢地域駐車場料金の値上げによる
事業費支出	援護費支出	2,000	事業費支出	雑支出	2,000	鳥山地域で歳末見舞金を紛失したことによる
事業費支出	消耗器具備品費支出	1,000	事業費支出	手数料支出	1,000	振込手数料の予算計上漏れによる
						事業運営に役立つものとして

	事務費支出	賃借料支出	874,000	ファイナンス・リース債務の返済支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	874,000	パソコンリース代金の計上科目違い
	事業費支出	通信運搬費支出	66,000	事業費支出	手数料支出	66,000	せたぜミスタディサブリ利用経費の目違いによる
介護事業拠点区分							
成年後見推進事業サービス区分							
	事業費支出	消耗器具備品費支出	1,000	事業費支出	手数料支出	1,000	保険料振り込み手数料の計上漏れによる
	事業費支出	通信運搬費支出	100,000	事業費支出	広報費支出	100,000	後見センター活動報告書作成にあたりデザイン一新。デザイン制作費未計上による
	事務費支出	賃借料支出	259,000	ファイナンス・リース債務の返済支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	259,000	パソコンリース代金の計上科目違い
	事務費支出	賃借料支出	57,000	事務費支出	手数料支出	57,000	今年度入替PCのMicrosoft365に買取ライセンス利用料が生じることによる
	助成金支出	区民後見人活動報酬助成金支出	489,000	事務費支出	手数料支出	291,000	職員増により後見センターシステム[らいと等]のライセンス料、保守料の増による
				固定資産取得支出	器具及び備品取得支出	137,000	職員増によりレイアウト変更（デスク）が必要になったことによる
				事務費支出	業務委託費支出	49,000	職員増によりレイアウト変更（解雇等）が必要になったことによる
				事務費支出	事務消耗品費支出	12,000	職員増によりレイアウト変更が必要になったことによる（配線ケーブル）
	人件費支出	非常勤職員給与支出	22,000	事務費支出	広報費支出	22,000	後見専門員募集で社会福祉士会HPに告掲載する広報費の計上漏れによる
	事業費支出	諸謝金支出	5,000	事業費支出	広報費支出	5,000	終活講座のチラシ作成費用の計上漏れによる
	助成金支出	区民後見人活動報酬助成金支出	1,000	固定資産取得支出	器具及び備品取得支出	1,000	職員増によりレイアウト変更（デスク）が必要になったことによる
	事務費支出	謝礼金支出	55,000	事務費支出	手数料支出	55,000	あんしん事業分のクラウドサーバーの計上漏れによる

令和 7 年 3 月 2 5 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について

1 一部改正

(1) 処務規程

○主な改正内容

- ・地域社協課に新規事業を推進するため「地域事業係」を新設する。
- ・保存文書の保存期間について、給与その他事案に関する事項を 10 年保存に統合する。

(2) 育児・介護休業等に関する規程

○主な改正内容

- ・育児・介護休業法の改正に伴う所要の改正。(子の看護休暇の名称変更、子の対象年齢及び取得事由の拡大等)

(3) 常勤職員執務規程

○主な改正内容

- ・子の看護休暇の名称変更

(4) 地域福祉支援員・専門員執務規程

○主な改正内容

- ・子の看護休暇の名称変更

(5) 職員給与規程

○主な改正内容

- ・夏季手当の算定対象期間の変更、年度末手当の廃止。

(6) 生活支援員執務規程

○主な改正内容

- ・労働条件通知書兼雇用契約書の修正に伴い、関係規定を整理する。

(7) 区民成年後見業務支援員執務規程

○主な改正内容

- ・労働条件通知書兼雇用契約書の修正に伴い、関係規定を整理する。

2 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会処務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
(組 織) 第2条 事務局に総務課、地域福祉課、連携推進課、地域社協課、権利擁護支援課、及び自立生活支援課を置く。 2 総務課に総務係・経営係を置く。 3 地域福祉課に日常生活支援係、ファミリーサポートセンターを置く。 5 地域社協課に調整係、世田谷地域社会福祉協議会事務所（以下、地域社会福祉協議会事務所を「地域事務所」という。）、北沢地域事務所、玉川地域事務所、砧地域事務所、烏山地域事務所を置く。 6 権利擁護支援課に成年後見センター（以下、「後見センター」という。）を置く。 7 自立生活支援課に世田谷区生活困窮者自立相談支援センター（以下、「支援センター」という。）を置く。 (事務分掌) 第8条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。 地域社協課 調整係 (1) 地域福祉コーディネート推進事業に関する連絡調整および推進に関すること (2) 地区社協活動支援に関すること (3) 地域支えあい活動に関すること (4) ボランティア活動推進に関すること (5) 地域活動団体助成に関すること (6) 共同募金に関すること (7) 子ども食堂支援に関すること (8) 高齢者の新たな居場所づくり事業に関すること（連携推進係との共管）	(組 織) 第2条 事務局に総務課、地域福祉課、連携推進課、地域社協課、権利擁護支援課及び自立生活支援課を置く。 2 総務課に総務係及び経営係を置く。 3 地域福祉課に日常生活支援係及びファミリーサポートセンターを置く。 5 地域社協課に調整係、地域事業係、世田谷地域社会福祉協議会事務所（以下地域社会福祉協議会事務所を「地域事務所」という。）、北沢地域事務所、玉川地域事務所、砧地域事務所、及び烏山地域事務所を置く。 6 権利擁護支援課に成年後見センター（以下「後見センター」という。）を置く。 7 自立生活支援課に世田谷区生活困窮者自立相談支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。 (事務分掌) 第8条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 地域社協課 調整係 (1) 地域福祉コーディネート推進事業に関する連絡調整及び推進に関すること (2) 地区社協活動支援に関すること (3) 地域支えあい活動に関すること (4) 課の庶務に関すること (5) 係の統括に関すること	文章整理 地域社協課に新規事業を推進するため「地域事業係」を新設する。

現 行	改正案	説 明
(9) 課の庶務に関すること (10) 係の統括に関すること (長期保存文書) 第18条 次の文書は長期保存とする。 (1) 設立に関する文書 (2) 理事会議事録、評議員会議事録 (3) 事業報告書、財務諸表 (4) 役員名簿、評議員名簿 (5) 事務局職員の履歴書 (6) 出勤簿、出張命令簿及び年次休暇整理簿 (7) 前各号のほか長期保存を必要とする文書 (10年保存文書) 第19条 次の文書は10年保存とする。 (1) 収入支出に関する帳簿 (2) 収入支出の証拠書類 (3) 補助金及び助成金の関係書類 (4) 契約関係書類 (5) 給与台帳 (6) 前各号のほか10年保存を必要とする文書	地域事業係 (1) ボランティア活動推進に関すること (2) 地域活動団体助成に関すること (3) 共同募金に関すること (4) 子ども食堂支援に関すること (5) 高齢者の新たな居場所づくり事業に関すること (連携推進係との共管) (6) はり・きゅう・マッサージサ―ビス事業に関すること (7) 係の統括に関すること (長期保存文書) 第18条 次の文書は長期保存とする。 (1) 設立に関する文書 (2) 理事会議事録、評議員会議事録 (3) 事業報告書、財務諸表 (4) 役員名簿、評議員名簿 (5) 事務局職員の履歴書 削除 (6) 前各号のほか長期保存を必要とする文書 (10年保存文書) 第19条 次の文書は10年保存とする。 (1) 収入支出に関する帳簿 (2) 収入支出の証拠書類 (3) 補助金及び助成金の関係書類 (4) 契約関係書類 (5) 給与その他の事案に関するもの (6) 前各号のほか10年保存を必要とする文書	長期保存文書に位置付けられている出勤簿等は、給与に付随する事項につき、給与台帳の10年保存に合わせ、包括的な表示に変更する。

現 行	改正案	説 明
	附 則 (令和7年3月11日改正) <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
(協議会が講ずる制度) 第2条 この規程により、協議会が講ずる制度の名称と内容は次のとおりとする。 (3) 子の看護休暇…<u>負傷、疾病若しくは不登校となった小学校3年生以下の子の世話又は疾病の予防を図るための当該子の世話をする職員の申出により、協議会が付与する休暇をいう。</u> (5) 所定外勤務の制限…<u>3歳に満たない子を養育し、又は要介護状態にある対象家族を介護する職員の請求により、協議会が定める期間、所定勤務時間を超える勤務を免除することをいう。</u> 2 この規程における定義は、次の各号のとおりとする。 (4) 小学校<u>3年生以下</u>の学齢…<u>9歳に達する日（9歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子</u>をいう。 (有給休暇等の取り扱い) 第15条 育児休業をしている職員に対しては、年次有給休暇、特別休暇、育児時間、子の看護休暇、介護休業（介護休業を含む）、病気休暇は与えないものとする。 第4章 子の看護休暇及び介護休暇 (子の看護休暇) 第25条 小学校<u>3年生以下</u>の学齢の子を養育する職員は、申出により、<u>負傷、疾病又は不登校となった当該子の世話をするため、又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるために、一年度につき5日間（その養育する小学校3年生以下の学齢の子が2人以上の場合にあつては、10日間）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。ただし、労使協定により、子の看護休暇の対象から除外することとされた次の職員は除く。</u>	(協議会が講ずる制度) 第2条 この規程により、協議会が講ずる制度の名称と内容は、<u>次のとおりとする。</u> (3) 子の看護等休暇…<u>小学校6年生以下の学齢の子（障害者手帳の交付を受けている障害児等については、18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子）の看護等（負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話並びに当該子の不登校、行事参加（入園・入学式、卒園式・卒業式等）への対応をいう。）を行う職員の申出により、協議会が付与する休暇をいう。</u> (5) 所定外勤務の制限…<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある対象家族を介護する職員の請求により、協議会が定める期間、所定勤務時間を超える勤務を免除することをいう。</u> 2 この規程における定義は、次の各号のとおりとする。 (4) 小学校<u>6年生以下</u>の学齢…<u>12歳に達する日（12歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子</u>をいう。 (有給休暇等の取り扱い) 第15条 育児休業をしている職員に対しては、年次有給休暇、特別休暇、育児時間、子の看護等休暇、介護休業（介護休業を含む）、病気休暇は与えないものとする。 第4章 子の看護等休暇及び介護休暇 (子の看護等休暇) 第25条 小学校<u>6年生以下</u>の学齢の子（障害者手帳の交付を受けている障害児等については、18歳に達する日（18歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育する職員は、申出により、<u>負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話並びに当該子の不登校、行事参加（入園・入学式、卒園式・卒業式等）への対応のために、一年度につき5日間（養育</u>	子の看護休暇の名称変更（以下同じ）、対象年齢及び休暇取得事由の拡大 対象年齢の拡大 対象年齢及び休暇取得事由の拡大

現 行	改正案	説 明
3 子の看護休暇は、日、時間を単位として取得することができるものとする。時間を単位として与えられた子の看護休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。 (負傷、疾病等の内容) 第26条 子の看護休暇における負傷、疾病等については以下のとおりとする。 (子の看護を行う者) 第27条 職員以外に子の看護を行える者がいる場合には、原則として子の看護休暇は認められない。ただし、いわゆる専業主婦（夫）及び親の同居両親等が入院中等の事情により看護にあたれない事情がある場合は、この限りではない。 (給与等の取り扱い) 第28条 子の看護休暇は有給とする。ただし、常勤職員以外は無給とする。 (介護休暇) 第29条 要介護状態にある対象家族の介護、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスを提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話を行う職員は、申出により、二年度につき5日間（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日間）を限度として、介護休暇を取得することができる。ただし、労使協定により、介護休暇の対象から除外することとされた次の職員は除く。 (1) 雇入れ後6か月未満の職員 (2) 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員 (子の看護暇・介護休暇の利用形態) 第30条 子の看護休暇の利用形態は以下のとおりとする。 (育児・介護のための所定外勤務の制限) 第31条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該対象家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超える勤務（以下「所定外勤務」という。）をさせることはない。ただし、労使協定	する子が2人以上の場合にあつては、<u>10日間</u>）を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。ただし、労使協定により、子の看護等休暇の対象から除外することとされた次の職員は除く。 3 子の看護等休暇は、日、時間を単位として取得することができるものとする。時間を単位として与えられた子の看護等休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。 (負傷、疾病等の内容) 第26条 子の看護等休暇における負傷、疾病等については、<u>以下</u>のとおりとする。 (4) 「<u>疾病の予防</u>」とは、<u>予防接種や健康診断を受けさせる場合をいう。</u> (子の看護を行う者) 第27条 職員以外に子の看護を行える者がいる場合には、原則として子の看護等休暇は認められない。ただし、いわゆる専業主婦（夫）及び親の同居両親等が入院中等の事情により看護にあたれない事情がある場合は、この限りではない。 (給与等の取り扱い) 第28条 子の看護等休暇は、<u>有給</u>とする。ただし、常勤職員以外は、<u>無給</u>とする。 (介護休暇) 第29条 要介護状態にある対象家族の介護、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスを提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話を行う職員は、申出により、<u>1年度</u>につき5日間（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、<u>10日間</u>）を限度として、介護休暇を取得することができる。ただし、労使協定により、介護休暇の対象から除外することとされた次の職員は除く。 (1) <u>1週間の所定勤務日数が2日以下の職員</u> (子の看護等休暇・介護休暇の利用形態) 第30条 子の看護等休暇の利用形態は、<u>以下</u>のとおりとする。 (育児・介護のための所定外勤務の制限) 第31条 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該対象家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超える勤務（以下「所定外勤務」という。）をさせることはない。</u>	旧第25条の条 文の置き換え 介護休暇取得 対象者の拡大 対象となる子 の範囲の拡大

現 行	改正案	説 明
により、所定外勤務の制限の対象から除外することとされた次の職員は除く。 なお、この場合において、当該制限期間は、次条に定める時間外労働の制限と重複しないようにしなければならない。	ただし、労使協定により、所定外勤務の制限の対象から除外することとされた次の職員は除く。なお、この場合において、当該制限期間は、次条に定める時間外労働の制限に係る制限期間と重複しないようにしなければならない。 (意向確認の措置等) <u>第55条の2 協議会は、職員又はその配偶者等が妊娠・出産したことその他のこれに準ずる事実を申し出たとき又は職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、育児・介護休業に関する制度等を周知するとともに、制度利用に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を実施する。</u> <u>2 協議会は、職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、当該職員に対して、介護休業に関する制度等について情報提供を実施する。</u> <u>附 則（令和7年3月11日改正）</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	妊娠・出産の申出又は介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認 介護に直面する前の早い段階での情報提供

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常勤職員職務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
(育児・介護休業等) 第36条 労働者のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づき育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。	(育児・介護休業等) 第36条 労働者のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づき育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。 附 則（令和7年3月11日改正） この規程は、令和7年4月1日から施行する。	名称変更

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域福祉支援員・専門員職務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
(育児・介護休業等) 第26条 支援員・専門員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休業、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。	(育児・介護休業等) 第26条 支援員・専門員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休業、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。 附 則（令和7年3月11日改正） <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	子の看護 休暇の名 称変更

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会職員給与規定の一部改正

現 行					改正案					説 明
(期末手当及び勤勉手当の支払日等)					(期末手当及び勤勉手当の支払日等)					夏季期末 手当の算 定対象期 間の変更 及び年度 末手当の 廃止
第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日等は、次の表に定めるところによる。					第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日等は、次の表に定めるところによる。					
区分	基準日	手当名	算定対象期間	支払日	区分	基準日	手当名	算定対象期間	支払日	
夏季手当	6月1日	期末手当	<u>3月2日～6月1日</u>	6月30日	夏季手当	6月1日	期末手当	<u>12月2日～6月1日</u>	6月30日	
		勤勉手当	勤勉手当							
年末手当	12月1日	期末手当	<u>6月2日～12月1日</u>	12月10日	年末手当	12月1日	期末手当	<u>6月2日～12月1日</u>	12月10日	
		勤勉手当	勤勉手当							
<u>年度末手当</u>	<u>3月1日</u>	<u>期末手当</u>	<u>12月2日～3月1日</u>	<u>3月15日</u>						
					附 則 (令和7年3月17日改正)					
					この規程は、令和7年4月1日から施行する。					

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会生活支援員職務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
(第 1 条省略) (生活支援員) 第 2 条 この規程において生活支援員とは、協議会の 権利擁護支援課成年後見センターが実施する事業の履 行補助者を言う。 (第 3 条から第 6 条省略) 第 3 章 登録、採用、退職 (登録) 第 7 条 生活支援員として援助活動を希望する者は、あ らかじめ次の書類を提出し、協議会に登録しなければな らない。 (1) 登録カード (2) 履歴書 (3) その他協議会が必要と認めた書類（個人番号を含 む） 2 生活支援員として採用された者は、自身及び扶養す る家族などについて、番号法及び関連法に基づき、個人 番号を提出しなければならない。 (第 8 条省略) (採用)	(第 1 条現行に同じ)) (生活支援員) 第 2 条 この規程において生活支援員とは、協議会が 実施する地域福祉権利擁護事業の履行補助者を言う。 (第 3 条から第 6 条現行に同じ) 第 3 章 登録、退職 (登録) 第 7 条 生活支援員は、年齢が 69 歳以下の者で、所定 の選考に合格した者とする。 2 援助活動を希望する生活支援員は、次の書類を提出 し、協議会に登録しなければならない。 (1) 登録カード (2) 履歴書 (3) その他協議会が必要と認めた書類（個人番号を含 む） 3 生活支援員として採用された者は、自身及び扶養す る家族などについて、番号法及び関連法に基づき、個人 番号を提出しなければならない。 (第 8 条現行に同じ) (採用)	実態に合わせて 文言整理 実態に合わせて 文言整理

現 行	改正案	説 明
<u>第 9 条</u> <u>生活支援員として登録された者の中から、利用者の所在地、状態等を考慮し採用する。</u> (労働条件の明示) <u>第 9 条の 2</u> <u>協議会は、生活支援員の採用に際しては、採用時の賃金、勤務場所、従事する業務、勤務時間、休日その他の労働条件を明らかにするための書面の交付及びこの規程を周知して労働条件を明示するものとする。</u> (第 10 条から第 15 条省略) (第 16 条省略) 第 5 章 賃金 (賃金の決定) <u>第 17 条</u> <u>この規程において、賃金は委託団体である社会福祉法人東京都社会福祉協議会等との均衡を失わない範囲で、会長が定めるものとする。(別表 1)</u>	<u>第 9 条</u> <u>削除</u> (労働条件の明示) <u>第 9 条</u> <u>協議会は、生活支援員の採用に際しては、採用時の賃金、勤務場所、従事する業務、勤務時間、休日その他の労働条件を明らかにするための書面の交付及びこの規程を周知して労働条件を明示するものとする。</u> (第 10 条から第 15 条現行に同じ) (時間外勤務) <u>第 16 条</u> <u>次の各号の一に該当するときは、時間外に勤務させることがある。</u> (1) <u>業務上特に必要があるとき</u> (2) <u>災害その他避けることができない理由で臨時に必要が生じたとき</u> (第 17 条現行に同じ) 第 5 章 賃金 (賃金の決定) <u>第 17 条</u> <u>削除</u>	実態に合わせて 条文削除 第 9 条削除のため、第 9 条の 2 繰り上げ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会臨時職員執務規程第 19 条文言追加 1 条繰り下げ 実態に合わせて 文削除

現 行	改正案	説 明
(第 18 条から第 23 条省略) 第 8 章 研修 (研修) 第 24 条 生活支援員は、協議会が指定する研修を受けなく<u>てはならない</u>。 2 研修は、協議会外において受けさせることがある。 3 協議会の計画によって行う研修は、<u>前項以外の研修</u>についても、<u>参加するよう努めなければならない</u>。	(第 18 条から第 23 条現行に同じ) 第 8 章 研修 (研修) 第 24 条 生活支援員は、協議会の計画によって行う<u>研修を受けなければならない</u>。 2 研修は、協議会外において受けさせることがある。 3 協議会の計画によって行う研修は、<u>執務とみなす</u>。 附則 (令和 7 年 3 月 11 日改正) <u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常勤職員執務規程第 47 条文言追加

新旧対照表

○社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会区民成年後見業務支援員執務規程の一部改正

現 行	改正案	説 明
(第 1 条から第 1 5 条省略) (賃金等の額) 第 1 6 条 支援員の賃金、業務に伴う交通費及び研修参加費 (以下「賃金等」という。) は、別に定める。 (第 1 7 条から第 2 4 条省略)	(第 1 条から第 1 5 条現行に同じ) (時間外勤務) 第 1 6 条 次の各号の一に該当するときは、時間外に勤務させることがある。 (1) 業務上特に必要があるとき (2) 災害その他避けることができない理由で臨時に必要なが生じたとき (賃金等の額) 第 1 7 条 支援員の賃金、業務に伴う交通費等 (以下「賃金等」という。) は、別に定める。 (第 1 8 条から第 2 5 条現行に同じ) 附則 (令和 7 年 3 月 1 1 日改正) 3 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会臨時職員執務規程第 1 9 条文言追加 以下、1 条繰り下げ 文言整理 研修については、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会区民成年後見支援員執務規程実施細則に規定

令和7年3月25日
自立生活支援課

ぷらっとホーム世田谷及び分室の移転について

区が行う、三軒茶屋分庁舎にある就労支援機関等とぷらっとホーム世田谷及び分室、若者総合支援センターメルクマールせたがや、せたがや若者サポートステーションとの連携の強化による機能向上と、STK ハイツの相談室の混雑や職員増加等による狭隘化の解消のため、三軒茶屋分庁舎に移転する。

記

1 移転先

住所:世田谷区役所三軒茶屋分庁舎 5階 (世田谷区太子堂2-16-7)

電話番号:変更なし

自立相談:	5431-5355(FAX:5431-5357)
就労支援:	6805-3690(FAX:3418-6787)※
引きこもり相談窓口リンク:	5431-5354(FAX:5431-5357)
受験生チャレンジ貸付:	6805-2787(FAX:5431-5357)
生活福祉資金:	3419-2611(FAX:6453-2811)

※は(株)パソナが担当

2 スケジュール

令和7年3月29日(土)STKハイツ及び分室移転

令和7年3月31日(月)三軒茶屋分庁舎にて業務開始

3 地図



4 問合せ先

自立生活支援課ぷらっとホーム世田谷 5431-5355 江口・田邊

ぷらっとホーム世田谷は
令和7年3月31日（月）より

移転します

※現在の事務所での業務は、
3月28日（金）で終了します

移転先

ぷらっとホーム世田谷

（世田谷区生活困窮者自立相談支援センター）

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

世田谷区役所三軒茶屋分庁舎 5階



自立相談：03-5431-5355 (FAX：03-5431-5357)

就労支援：03-6805-3690 (FAX：03-3418-6787)

ひきこもり相談窓口リンク：03-5431-5354 (FAX：03-5431-5357)

受験生チャレンジ支援貸付：03-6805-2787 (FAX：03-5431-5357)

生活福祉資金：03-3419-2611 (FAX：03-6453-2811)

電車

- 東急田園都市線
「三軒茶屋」駅 北口A下車3分
- 東急世田谷線
「三軒茶屋」駅 下車3分

バス

- 「三軒茶屋」〔渋05〕渋谷駅～弦巻営業所・〔渋11〕田園調布駅・〔渋12〕二子玉川駅・
〔渋21〕上町駅・〔渋22〕用賀駅・〔渋23〕祖師ヶ谷大蔵駅・〔渋24〕成城学園前駅西口・
〔渋26〕調布駅南口・〔渋82〕等々力、〔下61〕駒沢陸橋～北沢タウンホール、
〔黒06〕目黒駅前～三軒茶屋駅



そ の 他

令和 7 年 3 月 2 5 日
総 務 課

令和 7 年度世田谷区社会福祉協議会年間スケジュール（予定）

月	日	曜	会議・事業	時間	会場等
6	12	木	第 1 回理事会	14 時～16 時	砧区民会館（成城ホール）集会室 C・D
6	27	金	第 1 回評議員会	14 時～16 時	北沢区民会館別館（梅丘パークホール）
6	28	土	第 2 回理事会	14 時～16 時	北沢区民会館別館（梅丘パークホール）
11	1	土	第 23 回地域福祉推進大会	調整中	世田谷区民会館ホール
11	7	金	第 3 回理事会	14 時～16 時	世田谷区民会館別館（しゃれなあどホール）スワン・ビーナス
11	28	金	第 2 回評議員会	14 時～16 時	砧区民会館（成城ホール）集会室 C・D
3	13	金	第 4 回理事会	14 時～16 時	北沢区民会館別館（梅丘パークホール）
3	30	月	第 3 回評議員会	14 時～16 時	北沢区民会館別館（梅丘パークホール）

令和7年3月25日
権 利 擁 護 支 援 課

えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書について

えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書を作成したので、報告する。

